

2012 年度立命館大学 社会システム研究所 公開フォーラム

東日本大震災からの地域復興と再生の課題－陸前高田の現状を基礎に－

開会のあいさつ

社会システム研究所

松野 周治 所長

本日はフォーラムに参加いただき、ありがとうございます。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災、ならびに福島原発事故から 2 年たちました。しかし、被災地の工鉱業生産指数、水産業、農林業の算出高は震災前を依然として大きく下回っています。約 10 万の人口減、30 万人に上る避難者など問題はひきつづき深刻であり、復興計画についてもこれからという段階であります。

こうしたなかで、震災からの地域復興、再生という課題を、単に被災地だけの問題ではなく、もちろんでありますけれども、日本全体の問題として捉えて本フォーラムを実施します。

昨年に続いて、被災地である陸前高田市から商工会の中井事務局長、現地で復興 NPO として活躍されている岡本翔馬さまをお迎えし、さらに第 2 部では、復興のための金融スキームについて、ミュージックセキュリティーズの小松社長、ならびに立命館大学の久保先生からご報告を受けます。被災地の現状を踏まえて課題を共有するとともに、金融面から復興の再生の一つの手掛かりを考えてみたいと思っています。

申し遅れましたけども、このフォーラムの主催者の一つである社会システム研究所の所長の松野です。

本日のフォーラムは、立命館大学社会システム研究所、並びに立命館大学経済学部小池先生と宮本両先生が代表の二つの立命館学園震災復興支援研究プロジェクト、三者の共催で行わせていただきます。

フォーラムは、被災地の現状と復興の課題、今後の新しい復興の在り方についての五つの報告、その後のパネルディスカッションにより、5 時頃の修了を予定しています。少し長丁場ですが参加者の皆さんと議論できればと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず第 1 部の現地報告に入りたいと思ひます。「地域復興と再生の現状と課題」というテーマで 3 人の報告者から、それぞれ 30 分程度ご報告いただきたいと思ひます。

最初に陸前高田商工会事務局長の中井力さまからお願い致します。中井力さまは昭和 43 年に陸前高田市の市役所に勤務されました。その後、福祉事務所長、都市計画課長、建設部長、企画事務局長などを歴任された上で、平成 22 年に陸前高田市の市役所を退職され、同

年4月1日から陸前高田市の商工会事務局長をされています。

特に中小の商工業社の復興、再生の課題を中心に現地報告をしていただければありがたいと思います。それでは、中井さま、よろしく申し上げます。

第1部 現地報告：地域復興・再生の現状と課題

報告1

陸前高田商工会事務局長

中井 力 氏

ただいまご紹介をいただきました陸前高田商工会の中井でございます。本日は、このような機会をいただきまして、大変うれしく思っております。

東日本大震災の発災以降、皆さまからは多大なるご支援と激励をいただきました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日のテーマは、「東日本大震災からの地域復興と再生の課題」ということですので、陸前高田市の被害の状況と、これからのまちづくり、とくに、中心市街地と中心商店街の復興に向けた取り組みと、その課題についてご報告させていただきたいと思います。

まず陸前高田市はどういう町かと言いますと、岩手県の東南部に位置し、東は三陸海岸、南は宮城県気仙沼市に接しております。暖流の関係で岩手県で最も温暖で、雪が降っても、平野部では、日中まで残ることはほとんどございません。

主な産業は第1次産業と観光でございます。特に水産業は昭和の時代までは、カツオ、マグロ等の巻き網船団の基地としてにぎわってございましたけれども、200カイリ問題や、2度にわたるオイルショックなどによって、全ての船団が廃業致しました。その後は定置網漁や養殖漁業等に代わっております。養殖はカキ、ホタテ、ワカメのほか、最近はおすしの高級食材と言われておりますエゾイシカゲガイという養殖も行われるようになりました。

名勝日本100景など、多くの指定を受けております高田松原は市民のシンボルであり、いこいの場、安らぎの場でもございました。東西2キロにわたって松原がありまして、7万本のマツが茂ってございました。

県立の青少年野外活動センター、テニスコート、体育館、宿泊棟、キャンプサイトなどが整備されておりました。

雪がほとんど積もらないことから、いまの時期、2月から3月になると県内はもちろん、秋田県とか青森県の中学生、高校生の運動部の合宿が盛んに行われておりました。

その隣が道の駅、そして千昌夫さんも出資していただいたキャピタルホテル1000でした。

高田松原の指定、選定内容ですが、昭和2年には日本百景、15年には国指定文化財、名勝

に指定され、さらには 33 年に都市公園と新日本百景に、そして昭和 41 年には陸中海岸国立公園に指定されるなど、多くの指定を受けておりました。そして、高田松原は東北地方有数の海水浴場でもありました。海水浴シーズンには県内外から多くの海水浴客が訪れまして、にぎやかでした。この季節が陸前高田市の一番輝くときでした。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、突然経験したことのないような大きく長い地震が私たちを襲いました。ちょうどその時期は 3 月 15 日に締め切りになる確定申告の時期でもありまして、多くの会員が相談に来ておりました。ただちに、その会員の方々には帰っていただき、われわれも、事務所に戻ってくるつもりで鍵を掛けて避難を致しました。それから約 30 分後、想像を絶するような大津波が押し寄せ、陸前高田市は壊滅的な被害を被ったわけでありませう。

これが 4 月 24 日の写真です。ここに奇跡の一本松と言われているマツがあります。そして、この辺から松原と砂浜があったわけですが、このような状態になってしまいました。この一本松は防腐処理を施されまして、先日また元の所に帰ってまいりました。

今度の写真は南側から撮ったものですが、中央に見えているのが道の駅「タピック 45」です。この建物は、もともと海水浴客らの避難ビルとしてもつくられていました。ですから屋根が三角になって、階段が付いてあります。実際に今度の震災では 3 名の方がここに上って助かっております。

ここに登りますと、現在は 13.7 メートルと赤書きされています。その高さまで津波が押し寄せてきたわけですから。この「タピック 45」は震災遺構ということで残されることになっております。

奥には市役所、市民会館、スーパーのマイヤさんですね。こういうものが見えています。キャピタルホテルも市役所、市民会館、マイヤさんも全て取り壊されて現在はありません。更地になっています。

次の写真は、もう少し東側を撮った写真ですが、ここには大型のスーパーがあったのですが、すっかり更地です。がれきを取り除いた写真じゃないんです。全て流されてしまった。何もありません。ここには高田高校、その左側には多くの犠牲者を出した体育館が見えます。

そして商工会、われわれの事務所はここにありました。何も残っておりません。この後ろの建物から金庫一つだけ出てきました。あとは何も、書類もパソコンもデータなど、全て流されてしまいました。

さらに東側ですが、中央に見えるのが高田松原第一球場です。この球場は岩手県内でも結構古い、歴史のある球場でした。平成 23 年度の事業として天然芝の植栽とか、スタンドとか、いろんなものの大規模改修が行われておりました。そして、3 月 15 日引き渡しの予定でした。その直前にこういう姿になってしまいました。

これは北西側から見た陸前高田市の中心部です。ここが JR 陸前高田駅。線路がこういうふうになっていたわけですが、流されてしまいました。私の家は、ここにありましたが、土台を除き、全て流されてしまいました。

山の向こう側が太平洋で、これが広田湾です。高田松原は、すっかり海と化してしまいました。これが県立高田病院です。ここでも多くの入院患者さん、職員が亡くなっています。4階に上がって辛うじて助かり、翌日、ヘリコプターで救助されました。

ここに気仙川が流れており、高田町の対岸の気仙町今泉地区というところです。気仙小学校が見えますが、それを除いて全て流されています。この集落は300、400ぐらいではきかない相当の世帯件数ですが、1軒しか残りませんでした。辛うじて流されなかったのが1軒だけです。

これが震災前の陸前高田市の中心街です。これが気仙川です。赤い点線がJR大船渡線です。こういう状態だったのですが、震災2日後、13日に撮った写真では、こういう壊滅的狀態になってしまいました。この青の線は浸水した場所です。

ここに二つの橋があったのですが、この橋も流されてしまいました。当初山側の道路ががれきでふさがれていましたので、陸の孤島化してしまいました。

これが陸前高田市の災害状況です。地震の規模はマグニチュード9.0。当市の震度は震度6弱だったわけであります。

これは人的被害状況です。震災前は、24,246だった人口は、昨年末では21,956人。死亡者1,743人。行方不明12人。確認ができていない方が14人。1,700人以上の方々が犠牲になりました。

次が商工会員の人的被害です。被災前は699人おりました会員のうち、138人の事業主を失いました。奥さまや後継者である息子さんともども犠牲になった方も少なくありません。役員、理事は20人中5人、青年部が23人中7人、女性部に至っては、207人のうち40人もの方々が犠牲になりました。誠に残念でなりません。

次が会員の復旧・復興状況でございます。被災会員は604会員、何と86.4%の会員が被災をしました。被災と言っても、ほとんどが全流出です。家屋、店舗、在庫品、備品、全て流されてしまったという惨たんたる状況でございます。

そのうち、12月1日現在で営業が再開できている人は334人。1年7カ月たっているにもかかわらず55.3%、ようやく半数を超える会員が再開できているという状況でございます。

再開できた会員の多くは、中小企業基盤整備機構に建てていただいた仮設店舗とか、仮設事務所で営業を行っております。反面、廃業が186人で3割にも上ります。廃業の理由としては、まず多くの事業主が亡くなったということと、後継者をなくした方や、仮設店舗ではなく、何年か後に本設復興になるわけですが、それまでには時間がかかり、高齢になってしまうから営業を続けることはできないといったことで、廃業を覚悟した方々も多くございます。

次に、中心市街地の復興に向けた取り組みをご説明します。市の計画では中心市街地は土地区画整理事業によりまして、東京湾標準平均潮位、TP8メートルから10メートルのかさ上げを行うことにしております。さらに、中心商店街地区は土地区画整理事業に加えて、津波復興拠点整備事業も併せ、二つの事業をやって、市が一括して土地を買収するという内

容です。

そして、買い上げた土地は事業者に安い賃貸料で市が貸すという考え方です。また、やはり自分は土地を持っていたいという方には換地処分、土地区画整理事業の換地もできます。いい方を採ってくださいというわけです。

ただし、この土地の買収に当たっては問題点がございます。多くの方々、事業者は抵当権を設定しているはずですが、根抵当権かもしれません。そういう抵当権の設定されている土地を市が買収することはできません。

ですから、市では金融機関と協議をしまして、まず、この土地はこのぐらいの値段で買い上げますから、先に金融機関は抵当権を抹消してください。そうしたら土地所有者から代理受領権の署名をもらって、本人に土地代金を払うのではなくて、直接金融機関に支払いをしますからというような協議をしている最中です。

しかし、そういうふうな方法をすると、事業者は自分の土地もなくなってしまいますし、土地代金も一切入らなくなってしまうということになります。再建の資金もなくなりますし、ニューマネー、新しく融資を受ける際に抵当物件もなくなってしまいます。こういう問題をどのようにするか、現在市で検討しています。

先ほどの画面で、かさ上げ工事が完成するのは平成 26 年秋ごろと言っていますが、果たしてできるかどうか私は疑問を感じております。かさ上げをした後で今度はインフラ、上水道とか下水道とか、道路整備などもしなくてはいけないわけですから、相当の時間がかかるのではないかと考えております。

次に、商工会商工業復興ビジョン検討委員会について、ご説明を致します。平成 23 年 8 月 23 日に商工会商工業復興ビジョン検討委員会を設置致しました。これは、新しい中心市街地、商店街の在り方について検討するものでございます。検討結果については同年 11 月 30 日、市に提言を行いました。

提言の内容でございますが、1 点目としまして、商工会館の建設について触れております。商工会館は商業ゾーンの一角に位置付けることと、土地の取得や建設費に一定の助成をお願いしたいこと。

2 点目としましては、暮らしやすい町づくりにするため、コンパクトシティーをコンセプトにしたいということ。そのために、商業ゾーンを優先的にかさ上げ工事してほしい。一般住居を併設したショッピングモールを商業ゾーンの中核に位置付けること。官公庁や道の駅等を商業ゾーンに隣接した地区に位置付けること。

3 点目と致しましては、①浸水域を活用した新たな事業機会を創出するため、企業の誘致等を行うこと、②地元中小企業の事業機会が増大するような仕組みをつくること、③海浜の再生、つまり高田松原の再生に当たっては、観光客の安全と利便性に配慮すること、飲食や宿泊施設等も設備してほしいということでございます。このような提言を行いました。

また、高田松原地区は震災復興祈念公園として整備することに致しております。「犠牲になった全ての生命(いのち)への追悼と鎮魂」、「津波防災文化をテーマとした交流拠点の創造」、

「自然環境の再生」、さらには、「地域の再生」をコンセプトにしまして、現在、その構想をまとめております。

さらに平成 24 年 8 月 3 日には、検討委員会を発展的解消しまして、陸前高田商工会復興ビジョン推進委員会を立ち上げました。新しい中心市街地や商店街の整備について具体的方策を議論しております。9 月 14 日には中間報告を兼ねまして、市に 2 度目の要望書を提出致しました。

市への要望内容でございますが、1 点目は、新しい中心商店街はコンパクトシティーによる整備を考えているので、市役所等の公共施設は中心商店街に隣接して配置すること。市役所の建設に当たっては、災害発生時に住民、買い物客、商店街従事者等の安全を図るため、避難ビル等としての機能を併せ持つように配慮することという点です。

2 点目は、中心商店街のかさ上げ工事を早くしてください。先行して行ってくださいということです。

3 点目として、会員事業者の多くは自力での再建は非常に困難であり、中心商店街に公設民営の共同店舗を整備すること。また、いわゆるグループ補助金の期限延長を国、県等に働き掛けることを要望致しました。

なおグループ補助金は、複数の事業者がグループを組んで店舗等の整備をする際、補助率が 4 分の 3 で、期限は震災から 2 年間ということになっております。ただし、3 年目の平成 25 年度も国では予算計上したようですが、いつまで続くかは見通しが立っておりません。そういったことで期限延長を国に働き掛けてくださいということをお願いしました。

次に、中心商店街整備のコンセプトであります。一つは 2 核 1 モール、商店街の東西両端に大型商業施設を配置しまして、誘客の波及効果を図る。そして、大型商業施設に囲まれた中心部に個人商店を配置する。さらに、買い物客だけではなく、大勢の人が集い、憩える商店街を目指し、「憩いの広場」とか「イベント広場」のようなものを整備したいと考えております。

中心商店街の配置ですが、前にあった陸前高田駅はこの辺です。ここから約 150 メートル山側にシフトをして、そこから 8 メートルから 10 メートルのかさ上げをしたうえで、商店街を整備することにしております。かさ上げをした下の方、法尻の方に鉄道を走らせ、駅はかさ上げ地の上の方に整備する。そうでないと、この道路が立体交差できません。平面交差ではなくて、立体交差ができるように工夫してあるわけです。

そして、両隣に大型商業施設、真ん中に中心商店街を設けます。周りには市役所とか、公営住宅、公共施設、宿泊施設、ここには道の駅をつくって休憩所とか情報案内、物産館、レストラン、津波復興伝承館、こういったものをコンパクトにつくりたいと思っております。

商店街の配置案は、まだまだたたき台で、変更になっていくものと思っておりますけれども、幅 400 メートル、奥行き 200 メートルの 8 ヘクタールの土地面積のなかに大型店や、パティオといわれる中庭、駐車場を持った商店街をブロックごとに何ブロックか配置しようと考えております。

次に、今後の課題です。まず、住民合意の形成です。果たして地主さんが快く買収に応じてくれるかどうか。中には2代3代と相続登記をしないでいる人がいるのではないかと。そうした場合には、相続人が大勢になりまして、居場所の確認や承諾をもらうことが、ますます困難になってくるのではないかと。そのことが事業の伸展に大きく影響を及ぼすことになり、ますますから、私どもは非常に心配をしております。

また、商店街の商業者の方も、指定された場所を、「そこでいいですよ」ということで素直に承諾してくれるのかどうか、そんな問題も今後出てくるだろうと考えております。

かさ上げ工事の進捗。住宅の高台移転に必要な土地を確保するために山を切り崩して住宅地として造成することになるわけですが、そこから出る土は約2千万立方メートルという膨大な量が出てきます。

2千万立米というのはどのぐらいの量か、私も想像が付きませんが、大きな10トンダンプロックには5立米積めます。そうすると、5で割ると400万台のトラックが必要だと。ですから、運搬作業、工事がスムーズに進んでほしい。予定どおり平成26年の秋に完了してほしいと思っております。

次に、財源の確保です。グループ補助金についてですが、私たちの市では本設店舗での営業には、まだまだ長い年月を要しますので、それまで継続してくれるのか。

あるいは、二重ローンにつきましても、制度上ニューマネーを入れることが条件となりますが、いま時点ではお金を借りることができません。一番大きなお金が必要となるときは本設工事のときですから、いまお金を借りますと三重ローンになりかねません。このような問題もあります。

さらに、金融機関では経営診断をした上で融資をするわけですが、融資条件を緩和して貸してくれるのかというようなこともございます。

購買力の確保につきましては、震災後、約4千人の人口減少が起こっておりますので、消費購買力の確保のために、どのような対策を講じていくのかも大きな課題と考えております。

さらに、地域コミュニティーの崩壊という問題があります。私の家は先ほどお示しましたが、駅周辺にありました。その町内会は、約160世帯で、430人の方々が住んでおりました。そのうち、今回の震災で、ちょうど100人の方々が犠牲になりました。家族全員が犠牲になった世帯は27世帯にも上ります。

現在は、町内会の方々は、方々の仮設住宅にばらばらに住んでおります。また、市外に転出してしまった方も多くあります。まさにコミュニティーの崩壊状態が起こっているわけがあります。

このようなことから、これから町内会活動を続けていくことは不可能ということで、私の町内会は、昨年7月にやむなく解散致しました。こういう町内会は私のところだけではありません。

いままで各町内会が競って夏祭りや、動く七夕まつり、神社の例大祭など、多く活動を行ってきましたが、果たして震災前の町のにぎわいが戻ってくるのか、ちょっと考えただけで

も、このようないろいろな課題が立ちふさがっております。

そういうふうな山積する課題がありますが、このような状態のなかで、本市や商店街の復旧、復興に努めていかなければならないわけですが、非常に多くの大きな課題と苦労、長い時間が必要です。しかし、市民、会員一丸となって前に進んでいかなければならないと考えておりますので、皆さまには今後とも長くご指導をいただきたいと思っております。

終わりに当たりまして、震災後多くの方々から多大なるご支援と励ましの言葉を頂戴致しました。大変ありがたく、重ねて厚く感謝を申し上げまして、私の報告と致します。

ご静聴、誠にありがとうございました。

(中井氏報告終了)

○松野 中井力さま、貴重な現地報告、本当にありがとうございました。あらためて津波というものの被害の大きさを知ったと思います。前後の状況を含めた津波というものの被害の実態、その上で商工会が取り組んでいる町づくり、商店街の再建のための取り組みについて勉強させていただきました。

かさ上げ工事に取り掛かるわけですが、2千万立米という土の量、本当に1日トラックが何万台も必要だという計算になるかと思っております。また実態等についてパネルディスカッションなどでも補足していただければと思っております。

続いて、現地報告の二人目としまして、SAVE TAKATA の理事、陸前高田オフィス代表の岡本翔馬さまから報告をお願いしたいと思います。資料に岡本さま自身が自分のプロフィールも書かれていますが、被災直後から出身地の高田に戻ってこられ、そのまま活動するなかでNPO法人を立ち上げられて、多方面で活躍されている方でございます。

私自身、今年1月初めに、次に報告する木村君などと一緒に1月の5日および6日、寒い時期に高田に行き、Facebook 講習会というものをやらせていただきましたが、そのときは大変お世話になりました。

それでは岡本さま、よろしくお願い致します。

報告 2

SAVE TAKATA 理事／陸前高田オフィス代表

岡本 翔馬 氏

ただいまご紹介いただきました SAVE TAKATA の岡本でございます。

まず、資料を皆さんの方にお配りをしますので、そちらの方をベースに進めさせていただきます。本日 30 分ほどお時間をいただいておりますので、今回のパワーポイントは 20 分ぐらいの説明用につくっているものなので、最後の 10 分ぐらいのところに関しては、ざっくり

らんに現地のお話などをさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

私の一般社団法人 SAVE TAKATA の現在の理事で、CCOをやらせていただいております。私は1983年2月生まれで、陸前高田市の出身になります。普通に町内の小中高と出て、私自身は高校を仙台の方に進学をして、卒業後は東京の方の建築の仕事をさせていただいていました。

インテリアコーディネーターとして活動していくなかで、ちょうど実は私は転職の内定をいただいたのが3月11日で、午前中にお電話をいただいて、マンションのモデルルームばかり手掛けている変わった会社さんで、すごく前から行きたいところだったので、非常にうれしく思っていたんですけども、午後2時46分に震災があったというようなかたちになっています。

そちらの方は今回はどうしようもないなということで、先方さんの方とお話をして辞めまして、それから、震災の14日から陸前高田市に入って活動をしているかたちです。

2011年の5月末に東京の会社を退職しまして、6月から同級生である代表理事の佐々木と一般社団法人を立ち上げて、常勤をして現在に至るといふ概略になっております。

ほかに団体も幾つかやらせていただいております、「桜ライン311」だったり、「陸前高田うごく七夕まつり」の実行副委員長などもやらせていただいているかたちになります。

いま、ざっくり私のプロフィールをご案内させていただきましたけれども、SAVE TAKATAの成り立ちとして、3月11日に起きた東日本大震災の復興、発展させるために、最初出身者が中心になって、実は陸前高田ではなくて、東京の方で立ち上げた団体になっております。

実際のところ僕らの活動のスタートは、東京の方からどう陸前高田市をバックアップしようか。まず一番最初は、そもそも陸前高田の情報が東京で一切入ってこなかったのだから、それをどう吸収して必要な方にお届けするかとということから活動がスタートしております。

実際、陸前高田ですけれども、先ほど商工会の中井さんが一通り説明をしていただきましたけれども、陸前高田市というのは、それこそ僕らみたいな若い世代からすると、やはり、もともと地域課題を抱えていました。

少子化であったり、僕らのような若者が残らなかつたりとか、そういった課題が震災というものを経て、自然と改善されていくものなのかと考えたときに、おそらくそうじゃないだろうねというのが僕の一番最初の復興に対するイメージだったんですね。

僕自身、陸前高田のことはすごく好きですけど、戻りますかと言われると、いや、ちょっと、あそこにはデザインの仕事はないのだから、正直なところはそういった感じでした。

今回の震災が新しい課題を出しているわけではなくて、いままで持っていた大きな問題が露呈したかたちになっているので、震災とか復興とか、確かに非常に大きなテーマで難しい問題でありますけれども、そこにゴールを置かずに、10年後、15年後というスパンで、僕らみたいな若い世代が残れる町を、いま、こうやって興味を持っていただいている皆さんとつくり上げられないかというのが僕らの団体の趣旨になっています。

なので、震災復興の象徴地として、いま現在非常に注目を集めている地域にはなりませんけれども、そこだけではなくて、課題を解決した、地方都市の問題は陸前高田市だけではなく、全国どこの地方都市でも持っていますので、モデルケースとなるような町をつくれなにかと思って、現在活動させていただいています。

僕らの基本の理念として、「陸前高田に笑顔を創る」というものがございます。実際のところ陸前高田市には、いま市民2万人の方が住んでおられますが、その2万人の方に笑顔になっていただくことも非常に重要ですが、それ以外に、こうして関わっていただいている方、非常にたくさんいらっしゃいますので、陸前高田市というフックに乗っていただいている方、いろんな方がお越しいただいていますので、その人たちにも、ぜひとも笑顔になっていただきたい。

必ずしも、関わるジャンルというか、そういった部分は別々の分野ではありますけれども、高田に関わってよかったなと思っていただけるような場所にしていきたいなと思っています。

私たちの三つのミッションということで、まず一つ、若者が生き生きと活躍できるような場をつくっていきますと。もう二つ目が、陸前高田市の6次産業モデルの創出です。もう一つがITリテラシーを向上し、情報格差をなくすという、大きな三つの柱を設定させていただいております。

先ほど少しお話をしたみたいに、僕らみたいな若い人、先日市役所の発表になった人口統計から行くと、僕はいまちょうど30歳になりましたので30代に入っちゃいましたが、20代の方は人口の7%にすぎません。2万人の7%なので、1400人しかいないんですね。そういった人たちが、これからの町を担っていくわけです。

15年後、20年後ということを考えたときに、20代の人が1400人しかいないのであれば、町の人口は推し量れるところがありますし、これから町づくりをしていくという1400人が、どんどん増えていかないと、地方都市の未来としては、かなり厳しいものがあるだろうなというのが一つあります。

もう一つ、陸前高田市の6次産業モデルを創出する。こちらの方は、僕なんかは一度陸前高田市を出ていますので、仙台にしても東京にしても都市部で生活して、高田のいいところと悪いところがよく分かります。実際ずっと陸前高田市の方にいると、なかなか「高田はこういう所なんだな」というのが、比較対象がないので、すごく見えにくいところがあります。

いま、こうやって陸前高田市に関わってくれている方は、外の視点を持っていらっしゃるから、僕らは普通でも、外の人たちから見たときに、すごくよかったりとか、すごく悪かったりという視点を既にお持ちなんですね。なので、そういった方と一緒に6次産業モデルというのを、地元の方と一緒に外の方をお客さんとして組み立てていくというのが一つの柱です。

もう一つが、ITリテラシーの向上になります。ITリテラシーと、ちょっと面倒くさい片仮名を使わせていただいていますけれども、要するに高田の方はパソコンを使える方がすごく少ないんですね。携帯も、この後木村さんの方で発表していただきますけれども、Facebook

の講座であったりとかをやらせていただいています。

今回、いま陸前高田市に、それこそ日本全国、世界からいろんな方が入っていて、そこからいただいたご縁であったりとか、そこから進めるプロジェクトをどう進めていくのかを考えたときに、パソコンの、例えばメールであったりとか、Facebook であったり、そういった世界とつながるためのツールを普及させていかないと、やはり現実的には難しいだろうなというのが一つあります。

都市部の方で生活をしている、ビジネスをしているとよく分かりますけども、やはりある程度メールが使えるあたり前ですし、最低限のレベルを現状陸前高田市が担保しているかという、ちょっと難しいところがある。その部分を何とかしていけないかということで、三つの柱を設定させていただいています。

私どもの事業を端的に言いまして、被災地の地域における、僕はあまり「被災地域」って好きじゃないんですけど、「ハブ」と「ローカライズ」というものの2点になります。

まず「ハブ」というのは、地域と地域以外をつなぐ窓口となって、互いのニーズに合った企業、団体、個人をつないでいきます。

実際のところ陸前高田市は、すごくいい意味で田舎ですので、僕は、今日はちょっと、こんな落ち着いた体でお邪魔しているんですけど、一番最初に僕が陸前高田市に入ったとき、市役所の方にめちゃくちゃお客さん対応されてしまいました。「東京から何か若い兄ちゃんが来た」みたいな対応だったんですね。出身者ですので、結構ショックでした。

でも、「いや、僕は陸前高田の高田町の川原の出身の岡本というんです」と言ったときに、すごく雰囲気というか、対応ががらっと変わったんです。外の人に対する警戒と言うとすごく言葉が悪いんですけども、やはりそういった感情をどなたも持っていらっしゃるんですよ。

僕は地元出身で、いま実際 SAVE TAKATA は全員が全員高田の出身者じゃないんですけども、僕らみたいな地元の若いのが外の方をどうつないできて、地元はどうつなげていくかみたいなのが僕らの生きる場じゃないかということで、「ハブ」という言葉を使わせていただいています。

「ローカライズ」というのは地域に最適化するという意味合いなんですけれども、実際陸前高田市は関東圏から見て 530 キロ、ここはちなみに千キロぐらいあるんですけども非常に遠いです。やはり距離を考えると、気軽に来て、例えば調査をして準備をして実施するというのは、すごくハードルが高いところがあります。その部分を僕らの方でお手伝いできないかというのが「ローカライズ」の分野になっています。

実際のところ、実施だけではなくて、企画立案のところから、「高田でこういうことをやってみたいと思うんだけど、実際地元ニーズはあるかな」とか、「こういったことをやってみたいんだけど、現状のところどういうハードルがありますか」というようなところも私どもの方で調査させていただいたりして、より陸前高田市に適したかたちをつくり上げるのが僕らの事業になります。

実施しているプロジェクトについて、時期と需要に合ったあらゆるかたちのプロジェクト

実施をしていますということで、ちょっとスライドを描かせていただいています。

実際、よく「SAVE さんは何屋さんなんですか」と実は質問を受けます。皆さんにお渡ししている資料のなかに、私が稲を持っている資料が入っているかと思えますけれど、この資料の裏側に僕らの実施しているプロジェクトを一通り書かせていただいています。

1 番の「コーディネートマッチング」というところが、先ほどお話ししたように、外の方と陸前高田市の方をおつなぎするための役割ですよというところから派生して、1 から 15 まで、ちなみに今日のセミナーみたいなものは、15 番の「その他のプロジェクト」に入るんですけど、これくらいの数多いプロジェクトをやらせていただいているかたちになっています。

実際のところ、私どもはあまりにもプロジェクトが広いので、「結局 SAVE さんは何屋さんですか」という質問になるんですけど、僕らはコーディネーターなので、コーディネーターですとお答えするようにしているのですが、ちょっと分かりにくいところがあります。

そういう意味では、僕らが最終的にやりたいのは、町づくりになりますので、いや、僕らは町づくり屋ですと言えればいいんですけど、町づくりは、意外とうさんくさい会社さんもたくさんあるのも、また一つ事実なので、まず陸前高田市でしっかりと実績をつくって、いろんな方と数多くのプロジェクトを組み立てていけるようになればいいなと思っています。

実際プロジェクトの一覧の方に、後でお時間のあるときに目を通していただければ幸いですけれども、だいたい僕らだけではなくて、株式会社さんだったり、個人であったり、NPOさんであったり、そういうパートナーの方がいるプロジェクトが基本的にほとんどです。

正直なところ、僕はいま 30 歳になりますけど、社会人経験はそんなに長いわけではないです。実際に、それこそ物事をどんどん組み立てていけるだけのお金があるかと言えば、30 歳なので貯金もたかが知れていますし、団体を立ち上げて有給になるまで 1 年ちょっとかけてしまいましたので、1 年間で 200 万円から使い込んでしまっているんで、貯蓄もありません。

僕らにあるものは何なのかなと見たときに、お金はないし社会人経験もないけど、こうやっているんな方とつながっていたりとか、高田をこういうふうに変えていったらいいんじゃないかというアイデアであったり、物事の組み立てという、そういう意味で言えばスピードと言えるかもしれませんが、そういったところは僕らはすごくある。

でも、その足りない部分を、外の方たちにちょっとご負担していただいて、陸前高田で面白いことをしていきませんか、陸前高田市がよくなるようなプロジェクトをやっていきませんかというのが、私たちの基本的なプロジェクトの根底にあるものです。

実例として現在やっているプロジェクトの写真を幾つか用意させていただいています。僕らの方は、それこそ個人から会社さんまで、いろんな方とお付き合いさせていただいていますので、端的に幾つか、ちょっとご説明をさせていただければ。

例えば、こちらのスライドの一番左の写真なんですけれど、飲み会の集合写真みたいな写真になっていますけど、そのとおり飲み会の集合写真になっています。これは「行政×民間

×若者ダイアログ」という名前で、私と市役所の若い永山君という子と、サトル君が 28 歳だったか、広田町に入っている S E T という団体があるんですけど、S E T の三井君と 3 人の共催で、陸前高田市の若い人たちは貴重なんだから、まずみんな仲良くなって、そこから何かプロジェクトをつくらうということでやっています。いまはだいたい 1 カ月半から 2 カ月に 1 遍ぐらいのペースでやらせていただいています。

それこそ、これは行政×民間という枠を付けさせていただいていますけれども、僕らみたいな N P O はフットワークは軽いですし、ネットワークがあるので、比較的若い人と仲良くなりやすいんですね。陸前高田はそんな大きい町ではありませんので、活動していると、いろんなところで「ああ、どうも、どうも」みたいなかたちで会いますし。

年が近いし、陸前高田市の復興とか、地域づくり、町づくりというところに最終的なゴールを置いている人が結構多いので、やはり見ているところが一緒なので仲良くなりやすいんですよ。

でも、実は市役所の人と仲良く話す機会がなかなかなくて、実際のところ市役所はいま全部で 340 名ぐらいの方がお勤めになっています。いまはちょっと人数が減っているかもしれませんが、そのうちの 60 人に当たる人が、例えば、名古屋あたり、九州の武雄市であったり、外からの応援で来ていただいている方がすごく多いです。

そこは若い人たちが実は多くて、全体の年齢として前より市役所は若返っています。僕らと同じような世代の外の人たちと、もっと仲良くなる場をつくれなかなというのが、「行政×民間×若者ダイアログ」なんです。

実際なかなか行政と民間の連携というのは、昔から大きなテーマの一つとして扱われています。陸前高田市でも復興における行政と民間の連携は、もっとしていかなければいけません。

ただ、いままでの枠のなかで本当に有機的な連携ができてきているケースは、やはりなかなか見られない。その部分をつくるには、やはりお互いに言いたいことを言えないといけないうし、そうじゃないと、お互い微妙におもんばかっちゃったり、距離を取ったりとかして、本来もっとがつつやっついていかなきゃいけないところが、どうしても組み立てられないままかたちになっていく。

そうすると何となくふわっとしたものができて、それって本当に陸前高田市に素晴らしい効果をもたらすんですかと考えたときに、どうしてもちょっと緩くなっちゃうんですよ。その部分を消すために、ちょっとやれないかという取り組みで一つやらせていただいています。

ほかのプロジェクトの、例えば、左側の真ん中の写真は、去年の 9 月 17 日から 19 日だったかに函館の方に行かせていただいたときの写真になっています。こちらは函館の青年会議所さんの事業の一つで、地元の陸前高田市の小学校の高学年の 3 年生から 6 年生ぐらいの子どもたちを函館に 20 人ぐらい招待したい、函館の子どもたちと交流授業をやりたいということで、函館の J C さんからご依頼をいただいて。

コーディネーターとして陸前高田市の教育委員会にお話を持って行って、こういう授業が

あって、小学校のご協力をいただけませんかというようなところから始まって、実施に至るまで。

やはり小学校のお子さんをあちらに連れていくのは、それなりにハードルがありますので、説明会をやらせていただいたりというようなところでお手伝いさせていただいて、これはちょうど、行った最後の集合の写真になっています。

ほかのところ、この表紙にも使わせていただいていますけれど、こちらの方は、いま陸前高田市で6次化の一つの取り組みとして正式に名前が決まりまして、実は「たかたのゆめ」というお米を現在つくっています。

これはJTさんの方からご提供をいただきまして、農業なので、ちゃんとパテントもあるのですけれども、そちらも陸前高田の方にいただけるということで、地域振興の一つとして農業施策をやれないかということでやらせていただいて、これは収穫のものですね。去年1年間をかけて生産体制を整えるための種もみの生産を行っているんですけども、今年からに関して、市の農林課さんを中心に動かれることになっています。

僕らが結局やりたいのは、より多くの方が陸前高田市に関われる仕組みをつくることなんです。結局のところ、僕たちのSAVE TAKATAというのは、復興がゴールじゃないんですね。関わってくれている皆さんがいつまでも関わってくれるような、そんな町をつくることのできないかというのが、やはり根底の一つにあります。

震災とか復興というようなフックだと、やはり8年後、10年後、そのうち、必ず復興しましたと、具体的にいつごろなんだろうというのは分かりませんが、おそらく国の方から行くと、10年ぐらいで復興しましたというような発表が出ると思います。そのときにハード面は何とかなっていても、ソフト面は全然まだだと思えます。

そういったときに、支援とかボランティアとか、そういったものだと、どうしても長く関わることができない。なので、町のよさであったりとか、陸前高田市で行われているプロジェクトのよさによって多くの方が訪れ続けられるような場所をつくれませんか。15年、30年先を見越した町づくりの活動を続けていけないかと考えています。

そういう意味では、僕らのつくりたいものというのは、「開かれた新しい地方都市」というような超漠然としたあれになっちゃっていますけれども。

実際のところ多くの人に関わるのは非常に難しいことだと思います。決して容易なことではないと思います。ただ、現時点2011年のデータになりますけれども、社会福祉協議会さんの方でボランティアの参加人数が発表になっていますけれども、2011年の初年度は全部で13万人の方がボランティアにお越しいただいています。去年2012年度の1年間で9万人のボランティアさんが入っています。

社協さんを通さずに、実際こういったかたちで、立命館大学さんもそうですけれども、視察に来ていただいたりとか、それこそ企業さんもたくさん入っていますので、そういう意味では、初年度に関しては約20万人以上の方が入っているでしょうし、去年にしても、やはり15万人ぐらいの方が陸前高田市に入られています。

それだけの交流人口を、いま復興とか支援とかで入っている状態なのですけれども、では、復興とか支援の言葉が使えなくなったときに、去年で行けば 15 万人という交流人口がゼロになってしまうというのは、僕はただただ、すごくもったいないと思うんですね。その、その人たちとどういふ町づくりを組み立てていけるか、今後の陸前高田市のかたちづくっていく部分で、大きな核になるんじゃないかと思って活動しております。

前向きな話ばかりしているのであれなんですけど、実際のところ、僕は幸いなことに、うちだけで済みましたけども、やはり同級生も何人か死んじゃいましたし、すごく仲のいい後輩が死んだのが一番ショックなんですけど。でも、僕らにできることは悲しんでいることだけではないので、これから 10 年後、20 年後。

ちょっとメンタル的なお話をすると、死ねばいいのは僕みたいなやつなんですよ。本当は地元は好きだけど、僕は仕事をやりたいので、ごめんなさい、東京に行きますと、僕はばきばきに仕事をしてイタリアに住みたいと思っていました。70 歳ぐらいになったら戻って来ようかなみたいな、もともとは、そういう駄目地元民だった。

でも、今回死んでしまった僕の同級生とか、一つ下の後輩は一回外に出たりとか、大学進学の際に、だいたいみんな一回出るんですけど、その後に陸前高田市に戻ってきて、この町を何とかできねえかなと思っていた連中なんです。そういうやつらが、それこそ消防団とかに入って。

高田の場合は消防団 130 人いまして、今回の震災で避難誘導のために、外に出払っていて 40 人ぐらい死んでいます。そのなかに僕の同級生とか後輩が含まれているんですけど、そういう、いいやつから死んでいってしまうんですよ。

その人たちに、それはもちろん悲しいというか、そういうのがもちろんありますけれど、でも、じゃあ、悲しんでいればいいのかと言うと、やはりそうじゃなくて、残された僕たちにできることは、彼らがつくりたかったことをかたちにしていくことだと思うし。

それをつくっていくときに、僕らじゃないとできないことがたくさんあるはずなので、それをどう組み立てていくかということに深くコミットしたいなと。そういうことを考えていたら、会社を辞めてもいいんじゃないかねとか、一回戻ってもいいんじゃないかと。

やれるところまでやってみないと。すごく大きなテーマを扱うのは直後のときから分かっていたので、片手間のできるようなことじゃないというのは重々認識をしています。なので、それだったら人生を賭ける価値があると思うし。

そこで開かれた地方都市のモデルとかをつくれたら、陸前高田市は、ばんばんお金が入ってくるじゃないですか。中長期的にやっていくのだったら、やはりそういうのを見ていかなければならないと思うんです。そういうのをどんどん仕掛けていきたいなと思って、いまの団体をしています。

そういう意味では、少し不謹慎なことを書かせていただいているかもしれませんが、震災がもたらしたものは、決して悪いものだけではないと思うんです。それこそ僕みたいな若造が町づくりにコミットするようなタイミングは、震災がなかったら絶対ありませんでし

た。

いま陸前高田市はゼロベースで物事を進めているので、僕らみたいな若い世代も比較的発言しやすいですし、これから町をつくっていく世代が活躍する場があります。陸前高田市の北側にある大船渡とか、陸前高田の南は、もう宮城県というところになってしまうんですけど、ある程度町の残存が残っていると、なかなか難しいところがあるんです。

僕は陸前高田市民だから、ちょっとこういう表現をさせていただきますけれども、もちろん大船渡も気仙沼も、そんなに簡単じゃなねえよというのは、もちろん重々分かっている上でなんですけれども、僕から見て気仙沼とか大船渡というのは、腕をなくしたとか、足をなくしたとか、そういうイメージがすごく強いです。

全体の3割とか4割程度しか浸水をしていませんので、市役所はきれいに残っていたりとか、行政区はしっかりしていたり、コミュニティーが残っていたりします。3割4割ぐらいの被災だと、残りの6割7割がちゃんとあるので、どう戻していくかという道筋がすごく付きやすい。

それは方向性を決めるという意味では、すごくメリットですけども、新しいものが入っていくということを考えると、実は結構難しいんですね。方向性がある程度決まっているので、何でもかんでもやれるかと言うと、そうじゃない。

陸前高田の場合、僕は結構、頭を残して全部なくなってしまった感じだなというのが一番イメージが付けやすいんですね。人は残っているけど、行政区からコミュニティーから、商業地から全てのものがない。

なので、それこそ先ほど中井さんがおっしゃっていたように、かさ上げの8メートル、10メートルとか、どこに町を再生するとか、そういったもの一つ一つをもう一回全員で考えなきゃいけないので、ものすごく時間がかかりますし、そこでどういうふうに進めていくかというのは、行政とか市民とか、そういう枠ではなくて、本当に町全体で考えていかなきゃいけないので、めちゃくちゃ大変です。

でも、ゼロベースなので、こうやったらいいんじゃないだろうか、こういうことができるんじゃないだろうか、いま僕たちが持っているカードをこういうふうに組み立てて、こういうかたちでやっていくことはできないかみたいな可能性を、すごくいま陸前高田市は持っていると思います。

そういう意味では、いま陸前高田市の人と、このチャンスをどう認知して組み立てていくか。僕たちは、やはり陸前高田市がいいかたちで発展してほしいんですよ。それこそ都市部になればいいという話では全然なくて、都市部にはないものが陸前高田にたくさんあるわけですから、その部分をどう遡及して組み立てていけるかというところが、一つの大きなテーマになるのかなと思っています。

具体例に関しては、僕は話し出すと2時間ぐらい永遠にしゃべってしまうので、ちょっと今日は割愛させていただきますけれども、こちらのスライドの写真は、実際撮ったときはもうちょっときれいなんですけれども、震災直後の1本松の麓で撮った写真になっています。

先ほど中井さんの写真のなかにも近しい所がありましたけれども。

これは、めちゃくちゃ海がきれいなんですよ。すごいコバルトブルーというか。でも、いまの現状は、やはりなかなか進みませんし、僕もやはり高田松原で海水浴をしましたけれど、いまできますかと言うと、やはり難しいと思います。そういう意味で、やはりちょっと海水浴みたいなことができるようになるのは、もっと20年とか30年先の話になってくるのかなとは思っています。

でも、いま実は砂浜が少しずつ戻ってきています。まだまだすごく先になるとは思いますがね。そういう意味では、変わらないものというものはないので、少しずつ自然が戻っていくように、僕たちもやれることをやれるタイミングで最大限の速度でやっていけるような団体であり続けたいなと思っております。

長々とお静聴いただきまして、ありがとうございます。お時間の方は大丈夫でしょうか。以上になります。

(岡本氏報告終了)

○松野 岡本さま、ありがとうございます。SAVE TAKATAからは皆さんに復幸マップという資料をいただいています。皆さんご覧ください。

震災の被害はあるわけですが、そのなかの可能性を見いだす、「開かれた、新しい」というコンセプトでの活動について具体的にお話しいただいたと思っています。ありがとうございました。

続きまして報告の三つ目、立命館大学の学生が去年の夏から今年の初めにかけて何回か現地を訪れています。学生から見た現地、そこでできることについて報告をいただければと思っています。情報理工学部2回生の木村君から報告をお願いします。

報告3

情報理工学部学生、「東北気仙地区サポートネット産直」代表

木村 知也 氏

立命館大学の情報理工学部2回生の木村知也と申します。

私は去年から「東北気仙地区サポートネット産直」という団体で代表をやらせていただいております。東北気仙地区サポートネット産直の理念というか、発足した理由なんです、東北気仙地区における産直を行っている団体のネットワーク構築のサポートをしたいということで発足しました。いまは学生5名、教授2名で活動を行っています。

なぜ、このネットワーク構築をサポートしたいかという話になるんですが、産地直送を実際に行っている「まほろば」というところからネットワークのホームページの更新をい

ただけないかという話をいただきまして、そこから発足したかたちになっております。

実際に何の活動をしていたかと言うと、8月に調査を行って、8月の調査の結果によって Facebook を使って現地の産直活動を行っている団体同士のネットワーク構築なり、また、私たちの活動のネットワークをつなげないかということで、Facebook 講習会を開こうというかたちになりました。9月から12月は Facebook 講習会の準備を行い、1月は Facebook 講習会を行いました。

気仙地区の方なんですけど、先ほど発表をいただいた SAVE TAKATA さんだったり、陸前高田の商工会の陸前高田市の周りなんですけど、大船渡市、陸前高田市、住田町の地域を指します。

8月の調査についてなんですけど、8月22日から23日にかけて、ネットワークの整備がどうなっているのかとか、ITリテラシーの方がどうなっているのか調査に行きました。8月のころの気仙地区の様子なんですけど、やはり復興が進んでいない感触を受けました。

私は去年、陸前高田に行くまでは、あまり陸前高田、東北というところへ行ったことがなく、何となく復興しているんじゃないかという感触を持っていたんですけども、実際に行ってみて、何や、これは、全然復興してないじゃないかと、ちょっと衝撃を受けました。

8月の調査についてなんですけど、この9団体の方たちにお話を聞きました。市役所であったり、先ほどホームページの更新をいただけないかと言われた、まほろばさんであったり、実際産直を行っている川の駅よこた、やさいやさん、ふれあい広場さんであったりとか。タクミ印刷さんは、実際ホームページを作成していたということだったのでお話を聞きました。実際 SAVE TAKATA の活動を聞きに行ったりしました。

この調査のお話を聞いたところ、まほろばさんであったり、実際産直を行っている川の駅よこたさん、やさいやさんであったりの方のお話を聞いたりすると、やはり外部に対するPRがあまりできていない。自分たちが情報発信をどうやっていいのかわからないので、ホームページを持ったらというか、ネットワークを使って情報発信をしていきたいという話を聞きました。

実際にタクミ印刷さんのホームページをつくっている方に話を聞いたんですけど、やはり震災前と震災後では、時間的余裕であったり、人材的余裕がちょっと変わってきていて、震災前であれば、自分以外のホームページの更新もできたそうなんですけど、いまだと、やはり余裕がなく、自社のホームページだけしかできないという話も聞きました。

市役所の方なんですけど、市役所の行政の方では、そういう産直グループに対してどういう支援を行っているのかという話を聞いたんですけど、産直というのは、また個別の事業であって、個人経営のところが多いということで、やはり、あくまで個人経営を行政として支援するわけにはいかないというわけで、するのであれば陸前高田市の商業全般というかたちで支援をしなければならないということなので、個別にそんな支援をするわけにはいかないという話を聞きました。

まとめると、だいたい、行政は産直活動自体には直接関与できないよという話であった

りとか、個別にネットワーク、ホームページの更新であったりとか、実際構築をするのであるとかは難しく、ちょっとお年寄りの方が多いので、純粋に苦手意識を持っているというような話も聞きました。

ただし、やはりPRをしたいということは、すごく共通意識として持っていて、ホームページを使えるなら使っていきたいと思っているということだったので、ならば、やはりこういうことで、ちゃんと手助けをしたいと思って、この活動をしたいと思いました。

結果ホームページを作成して、安易に、じゃあ、ホームページができたので、それから更新してくださいねと渡しただけでは、やはりお年寄りの方々は、どうすればいいのかとか、更新ってどうすればいいのかという話をしはる。やはり知識が必要で難しいというような話をされました。

渡し方も、そんな簡単に渡すわけにもいかないので、簡単に更新できて、なおかつ情報伝達に適しているものがないということなので、解決するためにお薦めしたのが Facebook ということになりました。

支援の方法と致しましては、Facebook をこうすればいいんですよみたいな話をしない限りは、Facebook というものも知らない。先ほどITリテラシーの話をSAVE TAKATAさんの方からも言われましたけれども、ネット自体も知らないみたいな人も多かったので、使うきっかけであったり、実際に使う方法を教えようということで、Facebook 講習会を開きました。

Facebook 講習会のチラシを実際送らせていただいて、参加する方々を集めました。こちらのチラシはメンバーの一人に書いてもらって、ある程度参加人数も確保できました。Facebook 講習会は、受講生が14人、スタッフや主催者を含めると約30人で開きました。

Facebook を使う技術とかパソコンを使う技術に格差があるということだったので、マンツーマンで指導を行って、よりよいFacebookの使い方を指導致しました。Facebook 講習会の実際の様子は、こんなかたちでやっておりました。

Facebook 講習会の参加団体としては、川の駅よこたさん、産直はまなすさん、再生の里ヤルキタウンさん、林農海直販所ワーカーズコープさんという4団体に参加してもらいました。わざわざと言うのも変なのですが、Facebook 講習会に参加して、情報発信したいというやる気がよく見え、ちゃんと楽しくやらせていただきました。

Facebook 講習会でいったことなんですが、Facebook を実際やっていない人には、基本を大切に、どういうコメントをすればいいのかとか、アカウントをどうやってつくればいいのかみたいな話からさせていただいて。

Facebook を実際やっているという方もいたんですけども、そちらの方には企業向けのFacebook ページをどういうふうにすればいいのかというような話をさせていただいて、実際いまは更新をしていただいているという状況下です。

だいたいFacebook 講習会後の様子は、Facebook で聞きまして、川の駅よこたさんでは、講習会後からFacebook ページを作成していただいて、いま現在毎日更新していただい

ます。「携帯からも更新できるようになって便利や」とかという話もしていただいています。

産直はまなすさんの方ですが、もともと Facebook ページはあったのですが、ツイッターもやっております、その連動をちゃんとできるようにしたいとか、管理人は一人でしかやっていなかったの、管理人を追加して管理を簡単にと、幾人かでやらせていただくという話で、やらせていただきました。いまの現状としては、見る人が増えてきて、海外の方に、「Facebook とかツイッターの利用状況は震災後どうなっているのか」という話も聞かれたようです。

再生の里ヤルキタウンさんも講習会から Facebook ページを作成して、毎日画像を入れて更新しています。こちらの方はブログの方も持っております、Facebook とブログで連動できるようにしてやっております。

ヤルキタウンさんは、携帯からも更新できるようにして、カバー写真やプロフィール写真の変更なども、ちゃんと意欲的にやられている方でした。

ワーカーズコープさんですが、講習会ではまだ店自体ができておらず、Facebook をどうのように使えるのかという話を聞きにきました。実際3月7日にオープンして、いま Facebook を使い始めたところですね。今後のご活躍をご期待しているというかたちです。

講習会後は『東海新報』さんに載せてもらって、実際に一つの活動の結果として残せたかなと思っています。

Facebook 講習会を終えての感想は、情報の発信を容易にして、実際にできるようにしたのは大きな進歩だと。すごい小さい、14人程度なんですけれども、そこから徐々に増やしていくべきなんじゃないかなと思います。

こういう地道な活動ですけれども、産直活動を盛んにするのは、やはりそういう地域ぐるみの活動であつたりとかの話ですので、こういうことで地域のネットワークをつなげることをやったり、私たちのような外の人間にネットワークをつなげるようなことができるようになったら、産直活動も盛んになるんじゃないかなと思います。

ここからは、私ら学生としてのことなんですけれども。産直活動をやったり、東北の人々の活動は私たちの外の人たちにとっては、やはり見えづらいものであると、Facebook 講習会前であつたり、講習会が終わった後でも思うんですけれども。

Facebook を使ったり、ネットワークを使ったりするのは、私たち若者にとってはすごく使い慣れたものでありますし、サポートできる部分なんじゃないかなと思っています。

Facebook とかを使って情報発信していくかたちも、とても大切なことですし、私たちにとっても、理解がある程度ないと支援なんてものはできないと思います。実際 Facebook なり、情報を知った上で行動できるというのは微少ですし、東北に興味を持っていない限り、いま震災から2年たちまして、まだ興味を持っているという方は、私の友人のなかでも少ないです。やはり、実際のいまの状態を伝えることによって興味を持ってもらって、ようやく支援ができるんじゃないかなと私は思います。

ちょっと短いかもしれませんが、この程度で報告を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

(木村氏報告終了)

○松野 木村君、ありがとうございます。いま木村君が紹介した活動は、立命館学園の災害復興支援室が公募をしたサポートプログラムに応募し、2分の1の活動補助を受けて行った活動です。

教員が中心になって考えましたが、学生の協力を得たいということで、情報理工学部の木村君をはじめとして、2回生、1回生の5人と一緒に去年の8月から活動をしていきました。

考え方は、1次産業とといいますか、あるいは自然資源というものを生かした復興も大事ではないか。その際に、規模は小さいですが、こういう産直という地域内の経済循環とといいますか、主に買いに来る人は仮設の人だとか、売る人はお年寄りのおじいさん、おばあさんが物を持って来るのですけれども、そういうローカルマネーというものの循環をひとつ大事にしつつ、加えて外とつながることをサポートしたいと考えました。

先ほど岡本さんの方からも報告がありましたけれども、中だけでなく、外とつながる。これを試みとしてつukれないかということです。ホームページを作成したいという要請が初めに現地からありましたが、やはりホームページは大変ではないかというのが学生の意見でした。かなり議論した上でホームページはやめ、先ほど言った Facebook になったわけです。

具体的な産直活動の Facebook は紹介されませんでした。木村君が報告した「川の駅よこた」とか、「はまなす」、「ヤルキタウン」も毎日更新されています。Facebook に入っている方は非常に現地の状況がよく分かりますので、見ていただければと思っています。

少し補足のようなことを言いましたけれども、立命館大学の学生から見た現地の状況、われわれの支援活動の報告でした。

以上、第1部の現地報告として3つ行わせていただきましたが、ここで少し休憩を取って、その後第2部の方に入りたいと思います。14時50分から始めたいと思いますので、それまでにはご着席いただければと思います。

(第1部終了)

(休憩)

第2部 地域復興の現状と新たな金融スキームについて

○松野 それでは第2部を始めさせていただきます。第2部は「地域復興の現状と新たな金融スキーム」というテーマで、二人の方から報告をいただきます。

最初に、共催団体の一つである立命館大学の研究プロジェクトの一つの成果でもありますが、経済学部部の久保壽彦先生から、被災地における金融問題というテーマでご報告をいただきます。

久保先生は、1977年に大阪市立大学の経済学部を卒業され日本生命に入られました。30年間、金融・保険業務に従事され、実務、法律の面で活躍されてきました。この間、経産省の企業法制研究会、あるいは法務省の包括担保法制研究会の委員もされています。また、大津地方裁判所委員会の委員もされております。金融機関の実務と関係法律の専門家の立場から被災地の金融問題についてご報告をいただきたいと思います。

それでは、久保先生、お願いします。

報告 4

「被災地における金融問題」

立命館大学経済学部教授

久保 壽彦 先生

皆さん、こんにちは。立命館大学の久保と申します。本日はよろしくお願い致します。

私の資料は、お配りしております資料の14ページ目からになります。ただ、この報告のなかでページ数を頻繁に申し上げますけれども、それはパワーポイントのちょうど真ん中の下の方に小さな字がございましてけれども、そのページ数で皆さま方にご報告をしたいと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

本日、私にご報告をさせていただきますテーマは、被災地における金融問題というところでございます。最初に3ページをご覧くださいますと、取り上げるテーマとして三つございます。一つは中井さんの方からも、大変大きな問題だにご報告がございましたけれども、二重債務問題です。

二つ目は、これはあまり取り上げているケースは少ないのですが、この3月に「金融円滑化法」という一つの法律が期限を迎えます。その「金融円滑化法」終了に向けた出口戦略について、お話をさせていただきます。

最後に、被災地金融機関の経営問題という点、この三つをご報告させていただきたいと思ひます。

次に、被災地の現状はというところでございますけれども、2ページをご覧くださいと思ひます。先ほど中井さん、SAVE TAKATAの岡本代表からもご報告があったことと繰り返になりますけれども、私からは、特徴的なところを1、2、話をさせていただきますと思ひます。この2ページの③のところでございます。

「土地の所有権確定に長期化」と書いておりますけれども、これは何かと言いますと、先ほども中井さんからお話がありましたように、都市計画を実行する、さらに土地区画整理を行っていくということになりますと、土地の所有権を確定しないといけないことになります。陸前高田につきましては、これは陸前高田だけではないのですが、過去の相続手続きがなさ

れていないケースが非常に多いということです。

従いまして、過去何代も相続の登記をしていない。では、その登記を行わない限り次のステップに進めない、今そんな状況になっているのではないかと思います。そういう所が沢山あるというところになります。一つ一つこんがらがった網をほぐすように、一件一件その手続きを進めていかなければならないという問題がございます。この解決には長期間要するというところになります。

あと土地区画整理等につきましては、④で指摘しておりますように、土地、大半の建物は津波に流されたと先ほどご報告を受けましたけれども、土地区画整理を行う場合は、土地、建物上の担保権を移転をしなければなりませんので、ここでいう移転に当たっての二重ローン問題が非常に大きな問題だと思われまます。

いま、最初に申し上げました二重ローンが大きな問題だということですが、この二重ローン問題とはいったい何なのかということになります。5ページの方に簡単にまとめております。

「東日本大震災で被害を受けた個人・事業者が借入金が残っているために、新たに借り入れを受けることができず、住宅を建てることや事業を再生することを諦めなければならなかったり、これまでの債務が負担になって新しい資金調達ができず、事業等の再建が困難になる等の問題をいう」。これが二重ローン問題ということになります。

この二重ローン問題を解決するために、政府の方でも支援策を用意しております。これは個人用と中小企業事業者用の二つに区分されております。個人用の政府支援策としまして、個人版私的整理ガイドラインというものがございます。長ったらしい表現で堅苦しいんですけども、これを別名、被災ローン減免制度ということで、被災地では諸処PRがなされているところになります。

それから中小企業事業者用としまして、本日は二つのスキームについてご報告を致しますけれども、実際のところは、また種々ございます。ただ代表的なものとして二つ、本日はご報告させていただきたいと思ひます。

中小企業事業者用としまして、一つ目に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構のスキーム。2点目に産業復興相談センター及び産業復興機構のスキームという二つのスキームがございます。また後で解説をしたいと思ひます。

まず最初に、個人用の政府支援策としまして、個人版私的整理ガイドラインについて簡単にご説明したいと思ひます。7ページをご覧いただきたいと思ひます。この個人版私的整理ガイドラインには大きな特徴がございまして、一つは、一定の要件を満たす場合に、住宅ローンの免除を受けることができるという点です。

こちらの表の一つ例を示しておりますけれども、この方はGという銀行から1900万円の住宅ローンを借りておられました。土地の現状価格が200万円ということだったので、その200万円だけを銀行に返済して、残りの1700万円については免除を受けるという制度が個人版私的整理ガイドラインの制度になります。これが特徴としての1点目になりま

す。

2点目は、義援金などのほかに、上限500万円を目安に手元に残すことができます。つまり、一般的には銀行からの借入れが延滞をしますと、いま手元にある資金を全部銀行の返済に充てるとというのが通常でございますけれども、個人版私的整理ガイドラインというのは、義援金・生活支援金等500万円までは手元に残すことができる。手元に残した資金で再建を図る、そのようなことが二つ目の特徴として指摘することができます。

3点目として、個人信用情報などの不利益を回避できる。これは、例えばわれわれが住宅ローンを銀行から借り入れたりしていますと、仮に延滞を起こしますと、信用情報機関が別途ございまして、信用情報機関に延滞者として登録がなされてしまうという不都合を受けることがございます。その延滞者として登録されるといった不都合を個人版私的整理ガイドラインでは回避できるという特徴がございます。

それから、4点目の国の補助によりまして、弁護士費用は不要、手続き費用は不要だということになります。

さらに5点目として、新規融資を受ける場合は住宅金融支援機構という支援スキームを受けることができると、このような特徴がございます。

一番下の矢印のところで、「ただし、実績が上がっていない」と書いております。実績につきましては、こちらをご覧くださいと思います。

内閣府の発表によりまして、震災による住宅の全壊、ないし半壊した件数は40万件という報告がございます。全てが住宅ローンを借りておられるわけではないと思いますけれども、住宅ローンを抱えながら被災された方が、かなりの数、たくさんいらっしゃる事が想定できるわけです。被災者に対する個人版私的整理ガイドラインの実績は、3のところをご覧くださいまして、274件ということです。うち岩手県は64件ということになります。

最近では地元の銀行、地元の弁護士、財務局、いわゆる金融庁ですけれども、金融庁が中心になって頻繁に、このローンの減免制度の無料相談会の開催をされているようだけれども、なかなか実績としては上がってこないということになります。

それはなぜかというところが、ここになります。4点ほど、その課題として上げさせていただきました。1つは、制度の周知徹底不足で、この制度ができましたのが2011年の8月になります。震災時に受け取った地震保険金や、義援金、生活再建支援金などで、既に返済してしまっているというケースですね。

2点目として、金融機関の認識欠如、および告知をせずにリスクを誘導してしまったという問題点。これはどういうことかと言いますと、義援金でありますとか、生活支援金、地震保険金などは、金融機関の被災者ご自身の口座に入金されるわけですね。そうしますと、その金融機関から住宅ローンを借りておられる場合、金融機関から、「では、返済してください」というお話があって、そこで返済する。

さらに、金融機関の方も、この制度は知っているんだけど、どこまで実績があるのか、よく分からない。早く回収した方がいいんだということで、この制度の特徴を被災者に告知

をせず入金処理、返済処理してしまった。そういうケースが非常に多いということが言えます。

3点目として、中央省庁の現状認識不足ということで、この制度は金融庁、経産省、中小企業庁、全国銀行協会等が主体となってつくった制度なんですけれども、あくまでも東京で考えられた制度なんです。被災者の声あまり反映されずに考慮されてしまった制度だということで、いわゆる頭でっかちの制度になってしまったということになります。

4点目として、法的、および税制上の問題が制度設計の障害になったということです。金融機関の立場から見ましても、先ほどの例でも1900万円のローンに対して1700万円の債権放棄を行っています。金融機関にとって債権放棄を行うということは大変なことなんです。

一つは、金融機関が融資をする、住宅ローンを貸し出しする、その原資は何かと言いますと、預金者の預金になります。債権放棄をするに当たって預金者に対して説明が付くかどうか、また、株主に対して説明が付くかどうかということが非常に大きな問題です。

そこで、さらに債権放棄をしてしまった後の税務処理、つまり、債権放棄分が無税で損失処理ができるかどうか。専門的にはなりますけれども、その処置の可否が支援をするに当たっての非常に大きな問題点に常になっております。その辺りが十分解決をされずに進められてしまっているところに、この制度の問題点の一つがあります。

もう一つは、「提出資料も多く、非常に複雑になった」と書いてありますけれども、提出書類の方を少し見ていただきたいと思うのですが、被災者のこの制度を活用したいという被災者の皆さんに提出してもらう資料、書類になります。

例えば、「債務整理の開始」という書類につきましては8種類ございます。それから、「一時停止」、これは返済をストップするという意味なんですけれども、これも3種類。次のページに行きまして、「弁済計画案の内容」という意味では3種類。「弁済計画案の確認報告」という意味では1種類。あと、「弁済計画の成立」というのが5種類。「その他」として2種類ある。

このような非常に複雑な、また、実際被災されている方が記載されるには、非常に困難な書類設計になっているところも大きな問題点として取り上げることができると思います。

これに対して対応策として、どういうものがあるかですけれども、6点ほど示しております。一つは継続した周知徹底活動。仮設住宅等、被災者の声を反映し、手続き・提出書類のより簡素化を図るべきです。それから、再リスクの容認も必要になります。

再リスクの容認と申しますのは、既に地震保険であるとか、義援金等で、この制度を活用せずに返済をしてしまった被災者の方々に対しての公平性を維持するために、もう一度ゼロクリアをして、法的にかなり難しいところもありますけれども、もう一度この制度に立ち返ってみようということです。銀行の方は、返済を受けた義援金等をいったん被災者に返済をして、もう一度一からやり直す、そういう意味合いの再リスクの容認をぜひ考慮していただきたいということ。

それから、5点目として、弁護士投入・費用の増額ということを挙げています。この制度は、弁護士が取り扱わなければ制度として認められない制度になります。とはいいいながら、陸前高田市の場合は、弁護士は私が知る限りでは1名しかいらっしゃいません。その1名の弁護士がいま大変お忙しい、大活躍をされているわけですが、圧倒的に弁護士の数が足りないということですね。この辺りのところも考慮しなければならないとなります。

最後に、地元金融機関にイニシアチブを持たせて、会社法等における取締役の責任軽減、ないしは債権放棄に対する無税処理に関する特例法等の検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。これが個人版の二重ローン対策になります。

次に、中小企業事業者用の二重ローン対策について、あまり時間もございませんので、簡単にご説明致します。二つのスキームがあると申し上げましたけれども、今日このご報告では、一つ目のスキーム、東日本大震災事業者再生支援機構、非常に長い名前の、これは株式会社なんですけれども、以後、震災支援機構と呼ばさせていただきます。このスキームについて簡単にご説明致します。

このページの③の「事業内容」をご覧くださいますと、何をするのかということなんですが、二つ目の「・」の方からご説明しますと、旧債務の処理ということで、中小事業者が金融機関からの借入金の処理です。債権を震災支援機構が買い取って、つまり債券者が変わるということですね。買い取った後、一つ目の「・」の事業再生計画に基づいて債務免除とか、支払い猶予とか、利子の減免、債務の株式化、劣後債券化など、あらゆる手段を使って再生を図っていくこと。

それから、ニューマネーにつきましては、新たな融資として、つなぎ融資であるとか、出資をしたり、元の金融機関から借り入れをする場合の債務保証を行ったり、また専門家を派遣したり等をして、中小事業者の再生に対して支援をしていくという制度になります。

手続きのフローとして、この震災支援機構の実績は、どれぐらい上がっているかということになりますけれども、この震災支援機構は、2012年4月1日に活動をスタートいたしまして、いまのところ、121件の実績になります。つまり金融機関から債権を買い取ったのが121件ということになります。岩手県では48件、宮城県では58件、福島ではまだ6件しか実績が上がっていませんが、このようになります。

4のところの買取対象債権の元本総額が、215億円の元本を買い取ったということになります。債務免除も65億円もしているということで、私からしますと、過去に政府支援としていろいろな機構がつけられました。

一番代表的なものが、不良債権を処理するにあたって、産業再生機構というものが作られました。産業再生機構は、その活動期間中、40件内外の実績を上げています。数年で40件内外という実績ですけれども、この震災支援機構は、1年弱で、件数としては少ないかもしれませんが、121件の実績を上げているということについては、相当柔軟に、かつ幅を広めに対応を考えているのではないかと思います。

このページは、最近の支援決定の事例なんですけれども、右の端の方の支援の内容を見て

いただきますと、震災前債権を買い取って、それから買い取った後、元本の支払いを猶予したり、それから利息を減免したり、新規融資については、銀行から借入れをするにあたって保証を行うというような取り組みもされていますし、上から四つ目、宮城県の事例なんかは、債務免除も行っているということで、非常に幅が広めで、かつ柔軟な取り扱いをしているのではないかと評価をしております。

先ほど岩手県では 48 件と申し上げましたけれども、地域別に区分をいたしますと、このようなかたちになりまして、陸前高田の場合は 4 件という実績になります。

次の復興相談センターと産業復興機構とのスキームにつきましては、時間の関係がありますので省略をさせていただきますので、後でご覧いただければと思いますが、どこが違うのだということになりますけれども、基本的なスキームは、債権を買い取って、そこから支援しますよというスキームは同じです。ただし、違いますのは、窓口と支援の基準が異なっています。

最近、窓口の方は、だいぶ一本化されてきているようですけれども、支援の基準で一番大きく違うところは、この復興相談センターの扱います案件は、債務超過の先については扱えないということになっております。

従いまして、復興相談センターに相談をして、それから債務超過ということが判明いたしますと、先ほどの東日本大震災事業者再生支援機構の方に引き継がれる手続きがなされております。この復興相談センターについては、後でご覧いただければと思います。

次に 2 つ目のテーマとしまして、「中小企業金融円滑化法期限到来に伴う出口戦略」になります。こちらの方も時間があまりありませんので、簡単にご説明をしたいと思います。

3 月 31 日にこの法律の期限が到来します。この法律は、3 年前にリーマンショックの後、経済危機が起こったときの中小企業者の資金繰りを支援するため特別法として成立をした法律でありまして、毎年更新がされまして、この 3 月 31 日に期限を迎えるものであります。返済猶予を行うための法律ということになります。

昨年 9 月の段階では、369 万 8 千件に対して 343 万 7 千件の応諾がなされています。企業は、何度も繰り返しこの返済猶予を受けていますので、実際に返済猶予を受けている企業は、30 万から 40 万社だといわれて、これは金融庁が推計をしております。

このような利用をされているこの法律が、この 3 月で期限を迎えますので、金融庁は、次の二つ目のポチになりますけれども、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定いたしました。

これはどういうことかといいますと、金融機関によるコンサルティング機能のいっそうの発揮でありますとか、企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化、経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進等をパッケージ化しまして、各金融機関に対して、いま指導をしているという段階になります。

例えば岩手県の、ある銀行の対応を見てもみますと、2012 年 9 月末の対応につきましては、約 1 万 1 千 792 社が、この円滑法で返済猶予を受けているということです。金額としますと、

1886 億円の返済猶予の金額にあたります。

この銀行の貸出金額は1兆5千183億円ですので、割合としましては12.4%、自己資本比率も13.9%ございますし、それから不良債権の比率も、いまのところ3.5%という、地方銀行の平均的な数値ですので、仮に「金融円滑化法」を積極的に対応するとしても、経営上の問題は生じないのではないかと考えております。

このある銀行につきましては、ホームページで公表をしておりますけれども、幾つかのファンドを組んで、「円滑化法」期限到来に伴う出口戦略についての対応を行っております。

一方、K信用金庫という信用金庫も被災地にはございますけれども、こちらも応諾をしている数としましては1216社で、応諾の金額としましては237億円ということですが、この信用金庫の貸出金額は458億円ですので、それに占める割合という意味では51.8%と非常に高い割合で応諾をしていることとなります。自己資本比率は36.74%と高いものですから、経営上の問題はどうかということになります。これは、最後にご説明いたします。

「金融円滑化法」期限到来に伴う出口戦略という意味で、地元の中心となる金融機関については、あくまでも公表されている数値をベースとした判断になりますけれども、銀行自身は十分、4月以降も支援をしていく体力はあると見ておりますので、金融庁が、いま積極的に呼びかけております先ほどの政策パッケージを通じて、出口戦略を明確に打ち出して、地元被災企業に対する支援を行っていただきたいと思っております。

最後に「被災地金融機関の経営問題」ですけれども、一番分かりやすいものとして、被災地の金融機関が公的資金を取り入れている状況はどうかということになります。公的資金を取り入れる根拠としまして、「金融機能強化法」。これは、震災特例という特例がございます。

本来、公的資金を取り入れることになると、やはり銀行の取締役が責任を取らなくてはならない。それから、経営計画をもう一度定めて、明確にそれに沿ったかたちで運営しなくてはならないとか、金融庁が相当厳しい注文を出すわけですけれども、この震災特例は、経営責任を問わないとしています。とにかく地元の被災者のために銀行としては、この資金を使って積極的な展開を図ってほしい。そういう意味合いの震災特例になります。

現在のところ、12の銀行で合計2410億円の公的資金が投入されています。地域の金融機関では、5行あります。信用金庫では4行、信用組合では3つの信用組合が、相当多額の公的資金をいま取り入れていると思っております。

私は、この震災特例を使って、もっと公的資金を取り入れる必要があるのではないかなと考えておりますけれども、まだ公的資金というのは、金融機関にとりましては、なかなか抵抗が強いものですから、いまのところは、この程度になります。

例えば、K信用金庫の例を取りますと、自己資本の総額は、公的資金を取り入れていますので166億と、自己資本比率は36.7%と高いわけですけれども、貸出金額に対する「金融円滑化法」対応の債権額は237億ありますし、51.7%になります。不良債権の比率も高いということになりますので、今後、出口戦略、それから被災者への支援等を考えていきますと、一番最後の矢印で示しておりますが、公的資金の追加投入が必要だと私は思っております。

ただし、最近の金融機関を取り巻く政府の措置につきましては、「預金保険法」でありますとか、公的資金を取り入れるにしても、種々の法律を活用しながら公的資金を取り入れることが可能となっておりますので、被災地の金融機関が破綻をするというようなことは、まずないのではないかなと思っております。

最後になりまして、まとめになりますけれども、二重ローン問題につきましては、被災者への周知徹底をさらに図っていくべきです。それから、既返済者の実態把握と不平等感の是正を行っていくべきだと思います。

金融機関に対する「会社法」、および税制上の特例措置をいち早く設けるべきであり、金融庁の監督指針の改正、「金融機能強化法」の緩和をして、被災地の金融機関が、より被災地の支援を行いやすいような体制をつくっていくべきだと思います。

あと商工会、取引金融機関を通じた窓口の統一を図り、支援組織の統合。先ほどの震災支援機構と復興相談センターなども統一すればいいと思います。統一をして対応していけばどうかと思います。「金融円滑化法」終結に伴う出口戦略としては、先ほどご説明をしたとおりです。

それから、被災地の金融機関の経営問題というのは、先ほどの二重ローン問題と一部かぶりますけれども、その対応を行う。それから、場合によっては、中小の金融機関については統合等をして、体力をより強化していくことも必要ではないのかなと考えております。

ちょっと資料の方が多くなりまして、早口でご説明をさせていただきましたので、分かりにくいところも多々あったかと思っておりますけれども、どうかご容赦のほどお願い申し上げます。

以上で私の方のご報告は、終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(久保先生報告終了)

○松野 久保先生、ありがとうございました。実際の金融支援をめぐる法的なシステムの現状、そして、その現状を変えるための課題について、専門家の立場からご報告をいただきました。

それでは、第2部の二つ目としまして、ミュージックセキュリティーズ株式会社代表取締役社長、小松真実さまから報告をお願いしたいと思います。

小松さまは1975年にお生まれで、早稲田大学大学院ファイナンス研究科を修了されています。2000年12月にミュージックセキュリティーズという会社を創業されて、こだわりを持ったインディペンデントなアーティストの活動を支援する仕組みとして、音楽ファンド事業、ならびに音楽事業を始められています。

2006年からは、音楽以外のファンドの組成を始められまして、純米酒の酒蔵、農林水産業、アパレル、Jリーグチーム、再生可能エネルギー、地域伝統産業など180本のファンドを組成されています。

そして、今日のフォーラムにお呼びした一つの理由ですが、2011年の震災を機に「セキュリティ被災地応援ファンド」を設立され、2013年には、「セキュリティエナジー」を開始されて

います。

そうした経験を踏まえて、今日は、「セキュリテ被災地応援ファンド」の目的と仕組みを気仙地区の活動を事例にしながら、ご報告いただきたいと思います。

それでは、小松さま、よろしく申し上げます。

報告5

「セキュリテ被災地応援ファンド」の目的と仕組み 気仙地区などでの活動

ミュージックセキュリテーズ株式会社

代表取締役 小松 真実 氏

ただいまご紹介いただきました、ミュージックセキュリテーズの小松真実です。よろしくお願ひいたします。

本日は、まず当社がそもそもどういう会社で、いままでどのようなことをやってきたのかを簡単に触れさせていただいた上で、セキュリテ被災地応援ファンドのことに触れさせていただきたいと思っております。

当社は、東京の丸の内です業を行っております。ご紹介いただいたように2000年の創業で、2001年にいまの会社形態になって続けております。最近、株主に地銀さんなど地域の金融機関さんにどんどん入っていただいて、地域のファンドづくりを連携して行うことが増えております。

例えば、滋賀銀行さんは関連会社を通じて当社に資本参画いただいております。関西エリアの会社さんのファンドを、次々と募集しています。あとは静岡銀行さんや広島銀行さん、メガバンクも含めて、当社の株主として連携をしながら地域のファンドをつくっております。

もともと2000年からミュージシャンのためのファンドをつくってこうということで、この会社を創業しました。匿名組合というスキームを利用しています。

2007年から酒蔵さんのファンドを開始しました。各地で伝統的な事業を行っている会社さんは非常にこだわりを持って事業を行っているので、ファンの方が非常に多いなというのを知りまして、アーティストのファンドと非常に近いなと思いました。全国各地の伝統的な事業者さんやこだわりを持った事業者さんであるけれども、なかなか金融にアクセスできていないような事業者さんは、全国各地にたくさんいらっしゃると思いました。そうした事業者さんに、当社の仕組みを使っていただこうと思って、横にどんどん広げてまいりました。

2008年から金融商品取引法が施行されたので、当社は、第二種金融商品取引業者に登録をいたしました。2009年から「セキュリテ」というマイクロ投資プラットフォームをつくって、いろいろな会社さんのファンドの募集ができるようにいたしました。

2011年の東日本大震災までには100本以上のファンドをつくってまいりました。あのような

大きな災害でしたので、当社としては本業を通じて長期的に会社として関わっていくべきなのではないかと思い、セキュリテ被災地応援ファンドを行うことにしました。

立ち上げた当初から被災地は非常に大きな被害だと思いましたが、半分は寄付で、半分は出資というかたちにさせていただきました。これもきっと会社さんによっては、寄付の部分が10%でいい会社もあれば、80%欲しい会社さんもあるかと思いましたが、半分と決めてしまった方が、ファンドを立ち上げる時間が非常に短くできますので、スピードが大事と考え、半分といたしました。

普段から金融庁とのコミュニケーションは密に取らせていただいております、2011年11月に金融庁が資本金借入金に関する金融検査マニュアルを変更いたしました。出資金を資本とみなすことができるというふうに変えていただきました。実際にセキュリテ被災地応援ファンドで集めた金額を元に、銀行が資本とみなして融資が増えているということもおこっております。また後ほど細かく説明させていただきます。

当社では、いまのところ約190本のファンドをさせていただいて、約6万人の投資家の方に投資をいただいております。ファンドの償還結果も、ホームページを見ていただけますと全て出させていただきますので、パフォーマンスに興味があれば、ぜひホームページを見ていただければと思います。

だいたい77本を償還していきまして、13本は、元本を下回っていますけれども、それ以外は、トントンか、上回っています。投資家の方は、リピーターが非常に多くなっています。投資家の方のお住まいは、全国各地にいらっしゃいます。滋賀県は、0.88%ということで、たぶん人口分布からすると、ちょっと少ないのかなという気がしますので、これから滋賀銀行さんと頑張りたいなと思いました。

投資の動機につきましては、まず「事業者を応援したい」、「事業者の考え方に共感した」という方が一番多いです。あとは、個人からの投資を受け付けるということなので、マイクロ投資というカテゴリーで進めておりまして、こういう投資ができることに対する共感も多いです。

ただ、「利益が出そうだから」という方が非常に少ないという特徴があります。投資家の方は、事業のファンとか、共感して応援したいという方が1口1万円など小口でインターネットを通じて投資してくださっています。

基本的な仕組みですけれども、これは、ほぼ全てのファンドで同じで、当社が第二種金融商品取引業者として、匿名組合契約の締結や、出資金や分配金の仲介を行っております。全てウェブ上での契約になっております。

またファンドが開始すると、投資家の方は、やはりパフォーマンスがどうなっているのかとか、投資した会社の売り上げは、どうなっているのかということが気になると思います。投資家の方が、当社のウェブサイトログインして見に来てくださると、自分がどのファンドに投資していて、そのパフォーマンスが、どうなっているのかというのは、いつでも見ていただけるようなファンドの仕組みを提供しております。

事業者の方に、このような仕組みを使っていただくことで、インターネットを通じて、投資家の方と直接、契約を結んでいただくことができます。

1千人、2千人という方が1社で集めていただくことも多く、事業者の方にばらばらに振り込まれても困るかと思うので、当社がいったん全て預かって、一括して事業者の方にお渡ししています。

事業者の方は、このファンドを会社内に匿名組合勘定というかたちで計上していただきます。事業を行い、売り上げがあがってから、また投資家に分配します。分配自体も当社に一括で振り込んでいただいてから、当社が各投資家の方に分配します。

特に大事なのは、この出資者の方が個人なので、お客様になっていくということが非常に重要なことと思っています。実際にセキュリテ被災地応援ファンドに投資して下さっている方々が、投資して行われてできた商品を、当社のウェブサイトですぐに買えるような仕組みも提供しております。

投資家の方は、ふかひれのラーメンなど、出来上がったものをものすごい勢いで買ってくださいます。お歳暮にもどんどん贈ってくださるといった仕組みが、大事ななと思っており、どんどんと進めております。

資金を受け取った事業者の方は、このように貸借対照表上でキャッシュと、右側は負債の部の方に匿名組合預かり金というかたちで計上します。現金を売り上げの原価や販管費に使っていただいて、売り上げが上がったら投資家に分配していくというモデルでやっております。

あくまで事業に必要な資金を、投資家の方から集めてくるということなので、通常のベンチャーキャピタルのファンドのように、株式を取得するような投資ではありません。事業が生まれて、売り上げを分配するだけです。例えば経営権にタッチすることなく、資金調達ができます。

かつ、銀行の借入れとも違うので、毎月返済しなければいけないというものでもありません。例えば会社さんの事業の状況を一緒に事業計画を立てた上で、3年後からではないと売り上げが安定してたたないという会社さんであれば、3年後以降の売り上げを投資の分配にあてていくようなファンドにして、投資家の方にはその旨を契約書に書いた上で、ご納得いただいた方にお金を出していただくというかたちです。それぞれの会社のキャッシュフローに合わせたファンド組成ができます。

金融検査マニュアルが変わったことによるセキュリテ被災地応援ファンドの効果ということなんですけれども、銀行が資本とみなせるようになったということで、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善も図られるようになりました。これによってまずは個人の投資家の方が、資金を出して下さって、資金の調達ができるということ、また個人の方とのつながりができるので、お客さんができるということです。かつ、銀行からもお金を借りやすくなるということで、非常にいい効果があります。

こちらは、陸前高田の八木澤商店さんのコメントでもあるんですけれども、地域の金融機

関さんとは昔からずっと仲良くやってこられたので、「ファンドでお金を集めるから、銀行からお金をもう借りなくてもいいのではないか」と思われてしまうことを心配されて、また金融機関の方も心配されていたようです。このような仕組みがあり、実際に金融検査マニュアルが変わったので、銀行が貸しやすくなると、さらに力強いといただいております。

実際にどうやってお金を使っていくのかという、簡単なスキームをご紹介します。兵庫県の下村酒造さんという会社のファンドの事例です。

例えば660万円の米代を集めて、1万1千790本のお酒をつくります。売り上げがあがったら、損益分岐点前は、63.6%を投資家に分配して、損益分岐点後は、1.92%ほど投資家に分配するという契約条件を決めて、分配のシミュレーションをつくっています。売り上げが525万であれば51%で約2万5000円、1038万であれば、1口5万出したら、5万返ってくる。2832万になれば、プラス6%になって返ってきます

実際に契約期間終了後に売り上げを計算しましたら、このファンドの場合は、3358万円の売り上げになったので、プラス7.2%で、5万3千637円を投資家に分配できました。

もともと、どういうきっかけでセキュリティ被災地応援ファンドをやり始めたかといいますと、2011年3月中に当社も復興を応援するファンドをやっているというツイッター等でコメントしていたところ、宮城県の県庁の方たちなどつながることができ、一緒にやろうということになりまして、2011年4月1日に当社の役員が、仙台にお伺いして、実際にお話し合いをさせていただきました。

4月25日をfor復興の日として、ファンドを募集しようということを先に決めて、みんなでいって、それに向けて当社が、いままでずっとやってきたことですので、やろうということで始めました。4月22日にはプレスリリースを出させていただいて、河北新報のトップにも出していただき、ファンドの募集を4月25日から開始しました。

陸前高田の八木澤商店さんや気仙沼の製麺所の丸光製麺さん、「金のさんま」という商品をつくっている斉吉商店さん、気仙沼でコーヒーショップを営むアンカーコーヒーさん、ふかひれを作っている石渡商店さん、南三陸のヤマウチ鮮魚店さんなどに参加していただきました。

当初は、やはりファンドということに対して、皆さんかなり不安感や、よく分からないから関わっていいのかと心配もされていたそうなんです。当然、当社はいままでやってきたような地域のファンドのことをお話しさせていただいたり、あとは自治体の方々も、そういう事例をよくご存じだったので、「ミュージックセキュリティーズという会社は、こういうことをやっていたよ」という話をしてくださって、地元の会社もやってみようということになって、まず6社さんがやってみようということになりました。

その後も各金融機関さんや、ほかの自治体の方々からご紹介をいただくことによって、現在では38社、40本のファンドをつくらせていただいて、約9億円を2万5千人の方から調達しております。ただ、まだ2億円ちょっと資金を集めていこうと考えているので、まだまだ頑張ろうと考えています。

つい最近も新規で1本新しく被災地のファンド、お茶の会社さんが増えたりしています。当社は、セキュリテ被災地応援ファンドに関しては、当社がどんどんやりませんかということをいうよりも、本当にニーズがあって、ファンドのことをご理解いただいて使いたいと仰ってくださった方に提供しているという立ち位置かなと思っております。

特徴は、1口1万円で、個人の方は、5千円が寄付で、5千円が出資で、手数料は500円いただいて、当社は、その500円でビジネスを行うというかたちでやらせていただいております。

南三陸の山内鮮魚店さんは、5千万円を結構あっという間に集めていただいて、出資の方が1454人。加工設備をつくっていただいて、魚を加工して販売するというをやっています、当社でも投資家向けに販売しているんですけども、とてもよく売れております。

気仙沼の石渡商店さんはふかひれファンドということで、1億円を2532人から集めていただいて、こ工場の加工設備購入に利用していただきました。昨年8月から工場も再開して、商品もどんどん出荷いただいております。

斉吉商店さんは、1千万円を2週間ぐらいで集めていただいて、すぐに必要最低限の機械を買って、「金のさんま」という商品をつくっています。とにかく早かったのも、メディアがものすごく取り上げてくださったんです。しかも冷凍庫に入れていた「金のさんま」のたれを従業員の方が持って逃げたんですが、車が流されてしまったんです。

それが、何日かたった後に車が見つかって、中からたれが見つかりました。そのたれを使った「金のさんま」をファンドで集めたお金でつくっていただきました。いまでは、梅田の阪急百貨店などでも催事をされていて、とても売れゆきがいいそうです。

やはりそういうストーリーもさることながら、ファンドの投資家の方がたくさん買いに来てくださっているそうです。あとは単純に被災地のものだから買おうということではなくなってきていて、本当においしいものを個人の方は、求め始めているのかなと思います。ファンドに参加されている事業者の方の商品は本当においしいので、皆さんが買ってくださったのではないかなと考えています。こういうファンドに参加されている皆さんの力で、できるようになったということかなと思っております。

陸前高田の八木澤商店さんのファンドに関しては、2本のファンドを立ち上げさせていただいております。八木澤商店さんは陸前高田での非常に地域に密着したおしょうゆ屋さんです。1本目は、つゆとたれをまずはすぐ立ち上げようと、工場を立ち上げようということで5千万円を集めていただきました。

次は、本体であるしょうゆ蔵をつくろうということで、1億円のファンドをいま募集中です。もう7千万円近く集まっているので、八木澤さんは、合計1億2千万円ぐらいをすでに集めていただいています。3千人ぐらいの方から集めていただいております。しょうゆ蔵も本格稼働を随時していくということで、陸前高田を代表して頑張っていただきたいなど当社も思っております。

このようなファンドを行っているので、セキュリテ被災地応援ファンド説明会を全国各地

で行わせていただいております。実際に投資家の方と話していただいたり、試食などを通じて、投資家の方をさらに増やしていくことをやっています。

セキユリテ被災地応援ファンドツアーということで、皆さんのお金から生み出されたものを見ていただくツアーを随時行っております。いま、13回行っておりまして、主にJTBさんとタイアップして、このようなツアーをしております。

ツアーの企画をさせていただくと、ほぼ毎回満員になるような人気のツアーになっております。もちろん投資家ではない方が参加されることもあるんですが、投資された方は、実際に自分が投資したお金が、何に使われているのかを見ていただける。そして、使っている事業者の方と実際にいまどんな様子なんですかといったことをお話しできることが、自分のお金が生かされているということを実感できると喜んでいただいております。

当社の方で被災地応援のいろいろな取り組みを行っているんですけども、つい最近まで、「被災地応援ウイークス」ということをやっております。三菱地所に応援していただいて、丸の内ハウスという新丸ビルの7階の飲食スペースがありまして、そこで被災地の食材を買って、各レストランがいろいろな料理にさせていただくというような取り組みをしております。

ホタテとタコのカルパッチョとか、ワカメを使ったり、ホヤを使ったりということをやることによって、当然投資していただくのが一番いいんですけども、やはり食べることとか、いろいろメニューがあったら、被災地のものを食べようみたいな、かつおいしいものをおいしく食べていただくことを、東京のど真ん中でやっていくことが非常に継続的なお手伝いにつながるのではないかと考えております。

以上が、被災地の取り組みになっております。そのほか当社は、音楽のファンドとか、お酒のファンド、ジーンズ、今治のタオルとか、このような取り組みを通じて、先ほどの資本性借入金として、資本を厚くできるという効果もありますし、かつ地域の金融機関との連携というのが、いま非常に強まっていますので、このような地域の金融機関や、自治体との連携という意味でも、京都市とも提携させていただいて、京都市の施設、空いている土地などを借りて、太陽光事業を行う事業者のファンドをつくらせていただいております。

こちらのファンドは、京都市の方限定で募集を開始したところ、あっという間に集まっていくということがありまして。このように、自治体の方が、空いている土地を使って、メガソーラーまではいかないにしても、空いているところをうまく使った太陽光発電、再生可能エネルギーを発電していくことを目的にしている、かつそれを市民や住民に対して収益を分配していくような仕組みをつくりたいというニーズが、非常に全国各地で最近あると思っております。

あと関西の事例で、阪神電鉄さんと一緒に、高架下のテナント、入居飲食店の事業資金の調達というのを一緒にやっています。やはり住民参加型で、この第1弾は、神戸と大阪の間ぐらいの新在家という駅なんですけれども、この駅の高架下の空いてしまっていたところで、このような取り組みをやることによって、結構人気のお店からどんどんお申し込みをいただ

いていまして、新しい駅前開発、地域の住民参加による新しい開発を行わせていただいております。

このように、みんなの力を結集して、まずは被災地のためにやっていきたいなど当社も思っておりますので、ぜひ皆さまも一度ウェブサイトアクセスしていただいて、いろいろな方に告知していただければ幸いです。

本日は、ありがとうございました。

(小松氏報告終了)

○松野 小松さま、ありがとうございました。新しい金融のシステム、それが地域づくり、あるいは新しい社会のシステムをつくるという具体的なお話を聞けたと思っております。

以上、5人の皆さまからご報告を受けました。この報告に対する質問は、ぜひ資料の中の質問票に記載いただきたいと思っております。これから10分間の休憩を取りますが、その間に窓口、あるいは受付の者が会場に来るかもしれませんが、お渡しいただければと思っております。

パネルディスカッションの討論は、質問票に基づいて行いたいと思っております。ぜひ質問票を提出いただければと思っております。

それでは、いまから10分間、休憩したいと思います。私の時計で4時5分から再開します。それでは、休憩に入ります。

(休憩)

第3部 パネルディスカッション

○松野 それでは、第3部パネルディスカッションを始めたいと思います。引き続き、私、松野が司会をさせていただきます。

パネルディスカッションでは、まずコメンテーターのお二人の先生からコメントをいただきます。続いて、そのコメントと、会場でいただいた質問に基づいて、報告者の皆さんから発言をいただくという段取りを組んでおります。なお、コメントはお一人15分以内でお願いしたいと思います。

最初に関西大学名誉教授の村井正先生からお願いいたします。村井先生は、国際租税法の大家でありまして、京都大学大学院法学研究科をご卒業後、関西大学法学部にお勤めになり、法学部長、あるいは法学研究所長などを歴任されております。

それでは、村井正先生、よろしくお願ひいたします。

コメント1

関西大学 名誉教授

村井 正 先生

15分という制限ですので、少し早口になるかと思いますが、よろしくお願いします。

私自身も、18年前の阪神大震災の被災者の一人なのだけけれども、そのときには、ボランティアをちょっとやったぐらいです。今回は、宮本先生の震災プロジェクトに寄せていただきまして、震災と私の専門である租税法との関係で、いろいろ考えてきました。

今日の私のコメントは、お二人の先生の報告に対して、租税法の専門家として何かコメントをせよということですので、小松さんと久保先生の報告に対して、そういう点からお話をしてみたいと思います。

まず最初に小松さんの立ち上げられた「セキュリテ被災地応援ファンド」についてコメントします。従来から小松さんは、全て匿名組合契約というスキームを使ってきたということですが、実際には、SPC（特定目的会社）のような法人を使う場合を除いて、組合でやる場合とか、ほかにもいろいろな手法があります。

その中で特に小松さんが使われた、この匿名組合形式というのは、租税法から見た場合にどういったメリットがあるかということを一言申し上げておきます。匿名組合というのは、「商法」の明文規定があるわけで、とにかく匿名組合員と営業者から構成されており、匿名組合員は、原則として、匿名組合の利益は出資額に按分して支払われることとなります。この匿名組合に、小松さんが着目されたのは、匿名組合自体は、法人でも、個人でもなく、従って、その利益を匿名組合に留保しない限り、この段階では課税されない点にあると思われま

す。ただ、匿名組合の場合に匿名組合員が投資をして、営業者は、そのお金を運用した利益を投資家である匿名組合員に分配するということですが、いったんお金を預かった営業者の方は、下手をすれば営業者自身が利益に対して課税される恐れがあります。その営業者の方が、利益を匿名組合員に分配した場合、普通は利益を損金算入することはおかしいのですが、法人税法上は、損金に計上できるのです。それから、営業者が個人の場合であれば、必要経費に計上できる。従って、例外を除いては、営業者の段階でも匿名組合員に分配する限り、課税されることはない。匿名組合以外にも、ほかのいろいろなスキームがありますけれども、例えば、組合とか、ちょうどレジュメの中で記しておいた投資事業有限責任組合とか、あるいは有限責任事業組合も多く利用されています。この有限責任事業組合は、どうも今回、「岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合」というのが利用されているようですが、こういうものは、全て組合自体には課税されない。そこをパススルーして、投資家の段階だけで1回限りの課税がされる。そういう仕組みです。

それに対して、小松さんがやっておられるファンドは、匿名組合であり、原則営業者に利益が一旦全部帰属しますので、営業者の段階で課税するというのが本来は原則なのです。

本来は、そこで課税するのだけれども、その利益を匿名組合員の方に分配した場合に、そ

れを全額損金算入できるということが味噌なので、従って実質的には、匿名組合契約を使った場合には、税法上は、匿名組合というビークル段階では課税されずに、構成員段階でのみ1回課税される。そういうスキームです。

若干補充いたしますと、匿名組合の場合には、いま申しました損金ないしは、必要経費でいけるというのは、法人税基本通達 14-1-3、あるいは所得税の基本通達 36・37 共 21-2 に国税当局の有権解釈が示されています。

それから、この利益分配を受けた方の匿名組員、投資家の方はどうなるかといいますと、個人の場合であれば雑所得になるのです。匿名組合が法人の場合であれば、もちろん法人の所得として課税される。だから、組員に1回だけ課税されるということになります。

それから、先ほどの小松さんの報告を拝聴しておりますと、投資家の内訳の中に海外から0.46%の投資家が投資をしているというような話がありました。0.46%だから大した問題ではないのかもしれませんが、そういう非居住者なり、外国法人が、日本の投資ファンドに投資をした場合はどうなるかというのは、租税法では非常に大きな問題が本当はあるのです。

⑤でちょっと書いておきましたように、この場合には、匿名組員が非居住者の場合であれば、利益を分配する時点において源泉徴収するというのが新しく入っております。なぜそれが入ったかといいますと、この一番下に日本ガイド事件というのが出ておりますけれども、これは、匿名組合というスキーム、日本では元来あまり使っていないですけれども、外国人が日本の「商法」の勉強をやっておりまして、これは便利だということで使った有名な事件なんです。

日本ガイド事件では、オランダの匿名組員が、日本で稼いだ利益を全部パススルーして、オランダにそのまま利益を持って行ってしまったという事件なのですけれども、それに懲りて財務省は、この事件のあとで「所得税法 210 条」に利益分配のときに源泉徴収をするという規定を入れております。

このオランダの匿名組員が日本の匿名組合に投資をしたときに問題があります。日本とオランダの間に「租税条約」というのがありまして、国内法よりも国境を越えた場合には、「租税条約」の方が優先適用されるわけです。

優先適用されると、もしその条約に匿名組合契約に基づく利益という所得の分類がない場合にはどうなるかというと、その場合には課税しようがないので、そのまま日本で稼得した利益をオランダの方に移転した場合には、課税されない。オランダでは、ほとんど課税されない。そういうような事件なのです。

これに懲りて、先ほど申しましたように「所得税法の 210 条」に、利益分配のときに源泉徴収をするという規定を入れたわけです。

だから、条約に匿名組合条項が、入っているかどうかによって違って来るわけです。最近では、こういう投資ファンドの場合にも国境をまたいだ投資が増えておりますので、その点について少し気になったので、申し上げた次第です。

あと参考というふうにあがっておりますけれども、「民法」上の組合とか、あるいは投資事業有限責任組合とか、あるいは有限責任事業組合とか、これも小松さんが使っておられる匿名組合契約と同じように、ほぼパススルーして、ビークル自体、スキーム自体には課税しないで、投資家の段階で1回だけ課税されるという仕組みです。

時間がもうほとんどありませんので、久保先生の報告について一言だけ申し上げておきたいと思います。

企業再生の場合に一番問題になるのは、やはり不良債権処理をどうするかということに尽きると思います。これは、債権者側から見た場合と、債務者側から見た場合の両方あるわけですが、債権者から見た場合には、全部、あるいは一部を債権放棄した場合、金融機関側の方は、これは寄付金という扱いになります。「法人税法 37 条」で、寄付金の処理をすることになります。

この寄付金処理をした場合には、損金算入の限度額が決まっておりますので、限度額を超えた場合には、益金処理をして課税されてしまう。ここがまずい点でありまして、それをクリアするために現行法では、多少手当をしているわけでありまして、もしも再生計画によって、金銭債権が切り捨てられた場合には、貸倒損失であげても構わないとか、あるいは私的整理によって、債権放棄をした場合の貸倒の損金計上を認めるという扱いも、法人税基本通達 9-6-1 等で示しております。

さらに債務者側では当然、相手方が債権放棄をするわけでありまして、債務免除が出てくる。せっかく債務免除をしてもらって、企業再生をしたいというのに、その債務免除益にまた課税されてしまうということになると、何のための企業再生か分からないということで、この債務免除益の課税問題は、税法上は一番問題になるわけでありまして、これについても「法人税法」等々の規定で、若干の債務免除益課税の軽減措置が入っております。

欠損金の繰り越し控除の場合とか、あるいは民事再生法等による整理の場合、これは7年の場合の欠損金があるような場合、それは期限切れになるわけですし、期限切れの欠損金を先に控除せよというような規定があります。

それから、一つの方法として、事業を譲渡してしまう。事業譲渡をすると、債務超過状態が非常に長く続いているような会社でありますから、当然キャピタルロスが出る。そうしたらそのキャピタルロスと、片一方の債務免除益とを相殺する。そういうような取り扱いであります。

もう時間がほとんどないようでありますので、久保先生の報告に対して一言申し上げますと、どうも企業再生の場合に税法上の扱いが、非常にネックになっているのではないかと話がありました。

この点については、そのとおりかもしれないと思います。皆さん方をご承知だと思いますけれども、例の不動産バブルがはじけた後で、興銀事件というのがありました。興銀が、ある事業年度に一括して回収できない貸付債権を損失で計上したときに、税務署はもちろんこれを否認し、興銀がこれを争ったケースです。

これについて一審の東京地裁と最高裁の段階で、当時の日本経済が完全に閉塞状態にあり、不良債権問題を処理しない限り日本経済は、再生できないということは常識ではないかと考えられた。その常識から見た場合には、興銀が無税償却をしたことは社会通念上許されるべきであるという判決が出たのです。

だから、裁判所の判決ではそういうのが出ておりますけれども、国税庁の方の扱いは、そうはなっていない。要するに一時的に、そういうような債務超過状態が続いて不良債権を処理しないといけないという問題があった場合にも、国税庁は従来から貸倒処理のやり方は変えておりません。

従って、先ほど久保先生が税法がネックになっているのではないかと思うといわれました。これを何とかしてもらわないと困るという話がありましたけれども、これは、不良債権処理で、問題になっておりましたし、今回の震災の問題との関連でも同じ問題が残ったままなのです。

時間がだいぶ超えたようですので終わります。

(村井先生コメント終了)

○松野 村井先生、ありがとうございます。租税法の立場から詳しい問題の分析と指摘をいただいたと思います。ありがとうございました。

続きまして、立命館大学経済学部教授の田中祐二先生の方から、金融以外の問題を中心に、地域復興などについて、コメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

コメント2

立命館大学経済学部教授

田中 祐二 先生

本学経済学部の田中と申します。大変興味深いご報告をありがとうございました。私の方は、この冊子の中に入れることができなかつたもので、別紙という形でメモ程度のものを出しておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

4点ぐらいであります。一つは、この企画の前回つまり昨年のおきの議論との関連で、神戸のおきの創造的復興論というのがあります、それに対する批判の論点を前回いただきました。それに関して高田の場合は、どのように考えて復興されているのかということをお聞きしたいのが1点。

2番目は、何はともあれ復興するときには、若者の雇用が重要であろうと思われるわけです。そのときに先ほど岡本さんの話にもありましたように、単に復興ではなくて、過疎化、あるいは少子化というものに、一般論的な対応もしないといけないということがありました

ので、そのあたりで例えば新しい産業の創出のようなもの。

ちょっとややこしいのですが、私は、いま創出とって、創造復興論ではないのかという話になるかも分かりませんが、その辺りはややこしいので、後で議論をしたいと思います。

3番目でありますが、非常に重要な点です。これも一般論と、それから災害復興との関わりで、コミュニティーの形成があります。コミュニティーを形成しなければ、人間というのはメンタルの意味でもたないということで、神戸の場合に引き続き孤独死が非常に問題になっております。

私が今日、提起するのは、お年寄りのコミュニティーということだけではなくて、つまりコミュニティーは、お年寄りの専売特許ではなくて、若者にも必要だろうと思うわけです。つまり若者の死因の半分は自殺です。そういうことを考えたときに、先ほどのクラスター形成と一緒に、コミュニティーの形成に関してお伺いしたいのが3点目です。

4点目ですが、非常に面白かったのが、セキュリテ被災地応援ファンドの話でありますが、先ほどの3点との関わりで質問させていただきました。

ちょっとメモが、3番目というのが二つありまして、その二つ目の3番目の一番下ですけれども、それは誤解に基づいておりまして、ちょっとそれは消してください。言うのを忘れてたら困りますので、先に言っておきたいと思います。

以上が、私の議論の点であります。一つは、私自身、国際経済学をやっております、そのときに成熟資本主義社会のときの成長論みたいなものを考えて、北欧モデルをいろいろ考えてきたわけです。

そのときに、地方の産業クラスターを中心にして福祉都市をつくっていくという。介護をきちんとやれるようなことをやっていくということに、北欧は成功しているんです。そういうことを考えると、創造型復興論というものが意味があるのではないだろうかと一時考えました。

ところが、神戸の例を見たときに、あるいは、去年の岡田知弘先生（京都大学教授）の話をお聞きして、若干意見が変わったんです。神戸ですが、誰がいったのか、貝原知事といわれておりますが、創造的復興というのはどういうことかということ、単に震災前の状態に戻すのではなくて、21世紀の成熟社会にふさわしい復興を成し遂げるんだということで、創造ということが非常にプラスイメージとして出てくるわけです。

21世紀の成熟社会にふさわしい。これは、まったく私が考えていることと同じだなということで、小躍りして喜んだわけです。ところが、ふたを開けますと、光の面として出てくる、例えば高速道路、鉄道、港湾。これが非常に早く整備されて、さらに住民投票で非常に批判をされた神戸空港までできた。

高速道路は、高速道路で自然破壊をして、成熟社会では、あるいはアメリカや韓国などでは、環境問題として高速道路を撤去するというようなことが起こっているし、あるいは神戸空港などは、いま赤字で首が回らないというような陰の面が浮き彫りになりつつある。

そういうことでいいのかどうかということを考えてときに、そこにつらつらと書いており

ます。これは、岡田先生の議論を中心に書いているんですが、岡田先生は、創造的巧妙さというのは、サプライチェーン型と規定されまして、サプライチェーン型の復興では、気仙地区は、ほとんど引っ掛からないということで、こんなものは駄目だろうということになっているわけです。

先生自身は、被災地においては、被災者の生活を支える地域産業の雇用と生業を再建することが必要であると考えておられるわけです。これをもって地域的経済循環論と。資金というものを軸に循環しないといけないということをいわれております。

こういう二つの議論がどうであるかということに、あまりこだわっていただかなくてもいいんですが、開発の方向性というものを、高田のご報告の方から意見がありましたが、お願いをしたいというのが第1点目です。

それから第2点目は、産業クラスターをつくる話です。中井さんの報告の中にも企業誘致、中小企業の誘致の問題が書かれており、私のメモでは2ページにまた、つらつらと書いているんですが、実は、寡占企業というのは、基本的には明治維新政府がやってきたような官営富岡製糸場とか、あるいは官営型工場、製鉄所のようなもののイメージであります。けれども、産業クラスターの課題はこれまでのような集権中央政府の手によるものでなく、分権地方の手によるものであることはヨーロッパの取り組みを実証していると思います。中小企業、特にベンチャー型というような企業を誘致して、それに若者の雇用をつくっていくということであろうと思うわけです。

例えば高田の場合に、グランパファーム陸前高田とか、エネルギーの地産地消のメガソーラー計画とか、そういうものが計画されておりますが、そういうことを考えるときに、何らかの部門の軸というか、同じことですがどんな産業部門で集積をねらうのか、ということです。たとえば、アメリカのシリコンバレーやインドのバンガロールのようなIT部門のクラスターをはじめ、医療産業のクラスターとか、環境エネルギーのクラスターとか、そういうような部門軸が必要なんだろうと思うんですが、現在、いろいろ考えておられることがありましたら、若者の雇用に向けてのことも考えて、いろいろ教えていただきたいと思います。

それから、コミュニティーです。ここに書いておりますように、先ほど岡本さんが言われたように、イベント関係で若者の十数万名入っておられるわけです。そういうかたちで一生涯懸命活動をされている。復興、復旧というものが終わった後、たぶん潮が引くように東京辺りに帰っていかれると。その後をどうするのかという問題があるわけですが。

そのときにコミュニティーの再生、つまり先ほど私が申し上げましたように、若者とお年寄りのコミュニティーの関係をどのようにつくっていくのかということが、非常に大きな問題になると思います。これは、お年寄りの話し相手、お世話・介護補助はもとより、若者のメンタルな成長と大いに関係する問題であると思っています。若者の雇用を伴ったお年寄りとお年寄りの共存社会を地域で話し合いながら大胆につくっていくことが必要と感じている次第です。

資料によりますと、そこに書いておりますような都市計画を考えておられるようですが、

3ページの上から3分の1程度のところに、いかのように触れておきました。つまり、藤村龍至という方が、住居設計とか、あるいは地域の町並み設計の中に人間関係をつくる仕掛けを埋め込まないと、これはなかなかできていかないのではないかと。こういう人間関係の場というものの埋め込み方が、かなり意識的に考えないと、新しいものができても、なかなかそこへ寄り付かない、というのです。

われわれの大学でも、学生にいいと思っいろいろ部屋を用意しても、なかなか学生が、その部屋を利用しないというのがありました。たとえば、「スチューデント・ワーク・ショップ」という、ちゃんとテーブルとイスを完備した部屋を複数用意したのですが、ほとんど利用されずに他の用途に転換されてしまった経験をもっています。このように、コミュニティづくりを念頭に置いて都市設計・町並みづくりをどのようにお考えなのか、これまでのところで結構ですのでおうかがいできればというのが3番目です。

それから4番目ですが、セキュリテ被災地応援ファンド。これは、非常に興味深く聞かせていただきました。7ページあたりの表4で、県別分布において、滋賀県がちょっと低いではないかというご指摘だったのですが、私の目についたのは、海外からの投資が0.46%あるということです。これは、どのような国から、どういう人が応募してくれているのかということです。国内のアピールの仕方も私は非常に興味があるんですが、ファンドをつくる時のアピールの仕方、宣伝でありますけれども、どのようにされているのか。

さらに事業者ですけれども、高田における事業者は、外の人、特に海外ベンチャーを受け入れることができるのかどうか。そういうことを当て込んで考えておられるのかどうかというのを聞きたい。それぐらいです。たぶんもう時間だと思います。

(田中先生コメント終了)

ディスカッション

○松野 田中先生、時間を守っていただきましてありがとうございます。少し復興の全体像を見渡したところで、中井さま、岡本さま、小松さまに対して質問がなされたと思います。

それでは、報告者からいまのお二人の先生のコメント、それから会場からの質問を含めて、申し訳ないですけれども、一人5分以内でお答えをいただければと、なおかつご発言をいただければと思っております。

会場からの質問については、少し私の方で紹介させていただきます。最初に中井さまからご発言をいただきたいと思っておりますが、いまの田中先生からの質問、クラスターの話だとかありましたけれども、産業面の話に加えて、会場の方から2点、質問が出ています。

現在、仮店舗で営業をしているけれども、本設店舗への移行は、だいたい何年ぐらいを考えているのかという質問が一つ。もう一つは、紹介があった6次産業化に関わって、高田で行われているそういう事例がないかという質問が出ておりますので、それも併せてお答えいただければと思っております。

では、よろしくお願いします。

○中井 それでは、1点目の仮設店舗で営業をしている業者の方々の本設店舗への移行が、いつごろになるんだというふうなお話でした。先ほどもご説明をしましたが、中心商店街の部分については、かさ上げを先行して、できるだけ早く復旧、復興をさせようというふうな計画をしております。その中でも中核になる商業施設の部分だけは取りあえず早く進めようと。

ですから、下水道事業も、上水道事業も、仮設の方の施設でやりましょうというふうな計画で進めていたわけです。津波復興事業という一括買い上げをする事業の方で進めようとしていたんです。

ところが、最近問題が出てきたということが分かりました。というのは、その中心商店街をつくろうとした場所にNTTさんがあるんです。NTTさんが、光ファイバーの敷設をされていて、その光ファイバーは取り除くことができないと。復旧して、いま高台の方にNTTの建物を建てておりますが、その方に光ファイバーを移設をした後でないとかかさ上げができないという問題が、いま起きております。

ですから、先ほどかさ上げは来年の秋ごろまでにと、中心商店街のものがやろうという計画ですが、全体の商店街ができるまでには、若干遅れてくるのではないかと思います。

それから、いろいろとかさ上げをやって、それから上水道、下水道、電線も地中化にする予定ですので、そういった工事がかかるので、26年の秋にはどうできないだろうと考えております。

二つ目は、生産加工、流通まで一貫したものということでよろしいですね。これについて、先ほど八木澤商店さんの例がありましたけれども、八木澤さんのところで実際に自分たちでキュウリを栽培しています。キュウリを栽培していて、そして自分たちで加工をして、そして販売をするという例はあります。

最近では陸前高田市が、ユズの北限だということで、ユズを活用した製品、調味料というんでしょうか。そういうものを研究していこうという動きが出ております。

それから、陸前高田市には、至る所にツバキが生えています。その実を拾って油を絞る、つばき油を販売しようと。これは、現実にもままでやっております。

もう一つ、商工会の方で震災前に取り組んでおりますが、未利用資源の有効活用。いろいろな海産物でも、まだ利用されていないものがあるのではないかと。それを見いだして新しいものをつくっていこうと。そういうふうな取り組みを行っております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○松野 ありがとうございます。

続きまして、岡本翔馬さまに対する質問、それからコメントなどについてご発言いただければと思います。会場からの質問で、NPO法人に所属している学生の方から、他団体との

共同行動の話があったけれども、学生との共同行動、一緒に活動をすることについてはどう考えるのかという質問が出ています。

もう一つ会場から、中井さまからお答えいただいたものと同じ質問ですけれども、6次産業モデルについて言われましたが、それは何でしょうかという質問が出ています。

先ほどの田中先生からのコメントで、コミュニティーの再生問題についてのご質問、あるいはご意見もあったと思います。それから、これまでの議論の中で、さらに意見等がありましたら、併せて5分以内でご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○岡本 それでは、まず回答をさせていただきます。まず堀川さんからご質問をいただいている6次産業モデルというのは、6次産業という言葉がありまして、ご存じの方も多いかと思えますけれども、生産である1次、加工である2次と、流通販売である3次をいままでは、それぞれの農家さんであり、会社さんであり、卸だったりとか、そちらもだいたい企業になりますけれども、1次、2次、3次を全て一気通貫でというか、総括してブランディングとして販売、展開していくというのを6次産業と呼びます。

その6次産業というのは、実は、そんなにいまとなつては珍しい言葉ではなくて、いま中井さんの方からお話がありましたけれども、もともと持っている価値を、さらに高い付加価値を付けて販売していこうという取り組みに、よく使われる言葉になっています。こちらの方は、地域再生とか、そういった分野においては、非常にポピュラーな取り組みの一つになっています。

いまお話があったように、高田であれば、八木澤さんとか、それ以外に最近生まれてきた動きになってくると、米崎町という所でリンゴの生産をやっているんですけども、そちらの方を潮風りんごという名前で、生食用だけではなくて、いまちょっとサンプルが、ちょうど上がってくるシーズンになっているみたいなんですけれど、お酒の原料としてつくってみたりということにトライしています。

下方さんから団体の方が、学生で成り立っていますということで、ご質問をいただいておりますけれども、ちなみにどんなことをやっているNPOさんか教えていただくことはできますか。

○松野 下方さん。

○会場1 ボランティアです。

○岡本 ボランティアですか。なるほど。

ボランティアというのは、どういったジャンルというか。

○会場1 いろんな・・・国際交流・・・海外・・・29回ぐらい・・・環境保全とか・・・。

○岡本　すごい活発な団体さんに所属されているんですね。実際のところ、僕ら自身も、もちろん知識がないなりにというか、経験がないなりに自分たちの中でももちろんブラッシュアップというか、成長していかなければいけないところもありますけれども。

実際のところ、学生さんが主体になっているNPOと、もちろん僕らの方もお付き合いさせていただいています。それは、岩手県内にある場合が多いんですけども。あと関東圏です。

実際のところ、学生さんという特性が、学生さん主体で活動しているNPOの場合、やっぱり影響を受けます。例えば学生さんですと、これはちょっといま相談を受けている案件になるんですけども、メンバーの入れ代わりが、どうしても激しくなってきます。

それこそ3年生になってくると就活が入ってくるので、思ったように動けなかったりとか、1年生から参加している人だとだいたい2年ぐらい、2年生から参加する人だと、だいたい1年半弱ぐらいで活動ができなくなってしまうと。

そういう意味では、入れ代わりがすごく激しいので、いろいろな方を巻き込むことは、しやすいですけれども、一方でコアで動いている人たちが、すぽっと抜けたときに、次の代がちゃんと育っていないと、活動の規模が急に小さくなってしまったりという話を実際によく聞きます。

僕らの場合は、学生さんの素晴らしいメリットの一つというのは、比較的時間の融通が利くことが、まず一番大きく挙げられると思います。そういう意味では、いま陸前高田市の方では、いろいろなプロジェクトをやっていますけれども、例えば夏休みであったりとか、冬休みの期間を利用した長期のボランティアというのは、参加しやすいのかなと思います。

実際のところ、連携というのは、言葉にすると漢字2文字で明解ですけども、その団体さんが持っている条件であったりとか、どんなことがしたいのかというのを、かなり擦り合わせて初めて具体的にお互いが、いいかたちを取れると思うので、ちょっとこちらの方で具体的にどこまでというお話はできないんですけど、もし後でよろしければ、名刺をお渡ししますので、ご相談いただければ幸いです。

ちょうど5分ぐらいになってしまいましたけれど、コミュニティー再生に関して、少しだけお話をさせていただきます。いま、本当にお話しいただいたように、若者の雇用は、僕らのテーマの一つでもありますし、やはりコミュニティーの再生も必須になってきます。

僕がいた陸前高田市高田町の川原という地区になりますけれども、川原地区は、やっぱり中井さんと同じように、うちの地区というのも解体というか、自治会が維持できないということで解散しています。

でも、地区のつながりってやっぱり強くて、それこそいろいろなところにお邪魔しているときに、いろいろな方からお声掛けをいただいたりとか、いまもやっぱりつながりというのは、すごく強くあります。

それをどう地域を再生していくところに生かしていくかというのは、すごく重要だと思います。

ますし、僕は、それだけではなくて、外の方を混ぜたオープンなコミュニティーを今回つくりたくないかなと思います。すごく難しいんですけど。

ただ、難しいからやらなくていいかというところではなくて、僕らの場合は、町をいい方向に変えていきたいという根底があるので、そこに関しては、困難なことでもトライしていかなければいけないのかなと思っています。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○松野 ありがとうございます。

続いて、小松さまに対する質問にお答え願おうと思います。被災地応援ファンドを受ける個々の事業者は、公的支援のスキームと、どのようにすみ分けをしているのか。民間ファンドと公的支援の組み合わせについて、ご質問が出ています。

それから、先ほど村井先生の方からも幾つかコメントがあったと思いますが、よろしくお願ひします。

○小松 ありがとうございます。まずいただいたご質問からなんですけれども、公的支援と当社のようなファンドの組み合わせについてなんですけれども、一番多い例が、やはりグループ補助金の残りの部分をファンドで集めるというパターンも必要なことで、ワークシェアすることだと思っています。

あとは、基本的な考え方としては、やっぱり補助金申請をするにも、いろいろな資料が当然必要になってくる中で、やはり当社は、ファンドをつくる時に計画をつくったり、過去の資料をそろえたりとか、ある種、会計的な、経営的なサポートに結果的になっていると思っています。10年のファンドで10年間の計画を立てたりしますので、そういう意味で公的支援を受けやすくなるのではないかなという部分もありますし、ファンドで資金をできるだけ調達していただいて、公的支援もできるだけ受けていただく方が、全体としてはいいのかなと思っています。特にすみ分ける必要はなくて、そこは全力で会社の再建に向けて、資金は調達していただくというふうに考えています。

次に村井先生からいただいたお話の中で、特に税制に関わることで、当社は、国内の投資家にも、国外の投資家にも、全て利益の分配の部分に関しては、20%の源泉徴収を行っております。なので、そこは前提としてはきちんと徴収して、税金を払っていただくという部分と、あとは、この部分でかなり財務省の方々ともいろいろとお話をしている点もあります。

当社の被災地のファンドは、半分寄付なので、一般の会社が寄付を受け付けてしまうと、当然所得になってしまうので、税金がかかってしまうことになります。

ただ、このファンドを立ち上げた方々は、大きく被災をされていて当然、債務超過だったりとか、あとは決算が赤字だったりということで、税金がかかることはないんですけども、ただ仕組みとして、税制上そこは考慮すべきなのではないかと考えています。通常は公益な法人とか団体には、お金の出し手も税制上のメリットがありますし、受け手も税制上のメリ

ットがあるので、一般の会社では、やはりないということです。

それに加えて、証券税制にもこのファンドは、規制はほかの金融商品と同じようにされているんですが、税制上は、証券税制の中に一体化されていません。例えばこのファンドでマイナスが出た部分を株式の利益と相殺して節税できるという効果があれば、いわゆる富裕層の方々からの資金も集まってくるのではないかと思います

そこが切り離されてしまっているんで、本来は、株高で、株式のキャピタルゲインを得る方が増えるときに、利益の部分の税制も、こちらでマイナスになってもメリットがあるから、投資をしてみようと思う方というのは、きっと増えるのではないかなと考えています。ちょっと税制上の部分をいじるだけで、被災地への資金というのは大きく流れるのではないかなと思っています。

あと田中先生のお話の外国の投資家の部分です。こちらは、2万人の投資家のアンケートで0.46%ということで、だいたい92人です。こちらは、ほとんどは日本人の方で、海外に居住されている方で、アメリカ以外と考えています。アメリカは規制が非常に厳しいので、あえて避けております。

ただ、世界中に散らばっている日本人の方が、出していただいているんですけども。このファンドの場合も金融商品なので、本人確認を全員やらなければいけないんです。ですので、この方々もいま居住されている場所の住所が分かる本人確認資料を当社に送っていただいて、当社は、本当にそこにいらっしゃるかどうかの確認をするために、簡易書留みたいなものを送るんですけども、それが確認できて初めて契約を成立させる手続きをやっております。

事業者が外国人でも大丈夫なのかということなんですけれども、これは大丈夫でして、いまでもカンボジアとベトナムのマイクロファイナンス機関向けのファンドをつくってまして、日本人の投資家が海外の事業者へ投資するというのも、問題ありません。基本的には日本の金商法の中でできることというのは全て行っていると考えております。以上になります。ありがとうございます。

○松野 ありがとうございます。

それでは続いて、久保先生の方から発言をいただければと思います。コメンテーターからのご質問に加えてフロアから、復興資金がどのように使われているのか。集まった募金が、どのように使われているのでしょうかという質問。あるいは、周知徹底の制度の話がありましたけれども、どのように周知させていったらいいのか。

二重ローンは不可能なのだろうか。二重ローンを組むこともできるというふうにも聞いたけれども、実際はどうか。

もう一つは、銀行による公的資金の取り入れと取り入れ後の貸し出しについて、不良債権化の懸念とのバランスをどう取ろうとしているのか。あるいは、通常の貸し出し査定と異なる特殊な点、評価点、評価できない点があるのだろうかというご質問が出ています。よろし

くお願いします。

○久保 それでは、ご質問の方からきちんとご回答ができるかどうか自信はありませんけれども、回答したいと思います。

まず最初に、東日本大震災の復興資金は、どのように使われているのでしょうかと。集まった募金は、どのように使われているのでしょうかというご質問ですけれども。

今日、皆さまに配布をさせていただいております資料の 14 ページの私の資料の下の方です。パワーポイントでは 2 ページになるかと思えますけれども、被災地の現状というところで、参考数値というところがあるかと思えます。

ここの方に現在、陸前高田市の仮設住宅が、いま何戸あって、そこに何人の方がお住まいになっていると。その後、復興資金 2,510 億円というふうに書いておりますけれども、いま陸前高田市の市役所の口座に 2,510 億円が、おそらくプールされていると思えます。

この復興資金をどうするんだということになりますと、先ほど中井さんの方からいろいろご報告をいただいているように、かさ上げに使ったり、いろいろするわけです。ところが、まだ具体的にその事業が、土地の所有権の確定問題でありますとか、二重ローン問題等がありまして、進んでいないということですので、一応資金の方は、ここでプールはされているけれども、それをかさ上げ等に今後使っていくんだというふうにご理解いただければと思います。

それから、集まった募金は、どのように使われているのかというご質問なんですけれども、14 ページの先ほどのページの下の方のところですが、義援金につきまして、被災地に集まった義援金は 3,637 億円ということで、そのうち 55 億円が陸前高田市の方に割り振られておりまして、例えば津波でお亡くなりになって、ご自宅が全壊したという方に対しては 166 万円の義援金が支払われていると。住宅が全損された方についても 114 万円だと。そのようなかたちで義援金として集まった募金については使われているということでございます。

2 目のご質問ですが、おそらく二重ローンの問題だと思いますが、周知徹底について取り上げているけれども、どのように周知させていくのがよいと思えますかというご質問です。

なかなかこの問題は、非常に難しいと思えます。私の資料の方にも少し書いておきましたけれども、最近では地元の金融機関と弁護士と財務局が、頻繁に二重ローンに関する相談会を実施しています。

金融機関のホームページなどをご覧いただきますと、いついつ相談会を実施すると。例えば陸前高田のどの地区に行きますとか、大船渡のどの地区で行きますとか、その辺りの広報がホームページでなされていますので、そういうことを行っていく。

さらにいいますと、この相談会につきましては、金融機関と弁護士と財務局が、主体となって行うということなので、みそ財務局が相談会の中に入るとするのが金融機関に対する相当のプレッシャーになるのではないかなと思っております。

やはり金融機関を監督する監督官庁の財務局が、その相談会に同席をするということにつ

いて、かなり意味合いがあるのかなというふうに思います。周知徹底という問題につきましては、そういうふうに地道にやっていくしかないのかなと思います。

その次のご質問で二重ローンを組むことは法律的に不可能なのではないかということなんですけれども。

やはり二重ローンを組むという場合は、まったく不可能ではないと思います。例えば担保が十分にあって、さらに復興に向けて積極的に取り組んでおられる企業があれば、これは、二重ローンというよりも貸し増しというかたちになるんでしょうけれども、それらの対応は可能かと思いますが、それ以外のケースは、元ある債権、債務の関係を処理をした上でないと、なかなかこれは難しいなというふうに思います。

最後のご質問で公的資金の銀行の取り入れと取り入れ後の貸し出しについて、貸し出しの不良債権化の懸念とのバランスはどう取っているのかという、まず1つ目のご質問ですが。

これは、公的資金を取り入れるにあたりまして、金融庁の方は、各金融機関に対して、経営計画でありますとか、公的資金をどのように使用するのかという計画を必ずセットとして聴取をして、その上で適正な公的資金の額を判断するということですので、公的資金を取り入れたから不良債権をばんばん出してもいいんだということにはなりません。

震災特例は別にしまして、一般的な公的資金を取り入れた銀行につきましては、一番代表的なのが、りそな銀行になるわけなんですけれども、3カ月単位で経営計画と実績との乖離について金融庁に報告するなど、かなり厳格な経営管理がなされているのが実態です。

それから、もう一つのご質問で、通常の貸出査定と異なる特殊な点、それから評価できる点、評価できない点というのはあるのかというご質問がありました。

公的資金を取り入れることによって、貸出査定と申しますのは、銀行が年に数回行っている自己査定と、貸出債権を区分する自己査定という作業になるかと思うんですが、それに対して何らかの特殊なことがあるかという、それは公的資金を取り入れた、取り入れないによって、何らかの特殊な点が生じるかという、それはないと思います。

ただ、「金融円滑化法」の対象になっている企業につきましては、現状は、正常な企業であっても、要注意先ぐらゐの査定をされているかと思うんですけれども、「金融円滑化法」が期限を迎えますと、仮にこれまでどおり返済猶予を行ったとすると、このような査定のランクは少し下げられるのではないかなというふうに思います。金融庁は、査定のランクも下げないように金融機関の方に指導をしているようなんですけれども、実態的には下がっていくのではないのかと思っております。

評価できる点と評価できない点というのは、いまのところ、なかなかコメントできないので、ここは見合わせていただきたいと思います。

最後に村井先生からご指摘をいただいた点で、私のコメントを一つさせていただきます。村井先生の資料の2枚目になりますけれども、税務通達9-6-1のことに触れられているところがあったかと思えます。2ページ目の一番下の行になりますけれども。

私的整理による債権放棄の貸倒損計上というのは、この法人税基本通達の9-6-1で認

められているということにはなりますけれども、これは、私が過去経験した実感から申し上げますと、この基本通達を適用するために合理的な再建計画が必要になるわけですが、その合理的な再建計画を金融機関が考える場合と、税務当局が考える場合と大きな乖離があるのではないかと思います。

やはり金融機関も合理的な再建計画については、再建計画の実行見通しをしっかり立てるわけですが、経済的な環境下によって再建計画がうまく進捗しないという可能性もまったくないわけではないということなんですが、税務当局は、それを許さないんです。必ず100%、その再建計画が進捗しない限り、この基本通達の適用は認めないと考えているというのが、私が過去経験したこの種の案件の実感です。

少し長くなりましたけれども、これで終わらせていただきます。

○松野 ありがとうございます。コメンテーター、それから報告者からのリプライ発言をいただきました。すでに10分超過をしておりますが、あと5分ぐらい時間をいただきたいと思っております。

では、村井先生。

○村井 時間を超過しているのに申し訳ありません。

先ほど小松さんから少し話が出ましたが、もし株式のロスが出たような場合には、ファンドの利益と通算の可能性を認めたらどうかといわれました。これは、提言で言われたのか、ちょっとよく分かりませんが、匿名組合を使った場合の分配については、個人の場合であれば、これは所得の種類では雑所得になっておりますので、雑所得はほかの所得との通算は一切認めないという一番制限的な所得分類なんです。

ですから、これが、例えば配当所得であれば小松さんのいわれたような可能性が出てくると思いますけれども、雑所得の場合には、無理ではないかと思います。だから、所得の種類を変えない限りは無理なのです。たぶん提言だろうとは思いますが、現行では金融所得という一つのカテゴリーを設けて、その中での通算の可能性を探る方向しか手はないというふうに思います。

○松野 すでに15分近く超過してきております。どうしてもご発言をしたいという方があれば、1件だけお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

では、中井さん。

○中井 すみません。制度上と現実とのギャップがあるというのを一つお話をしたいと思います。

実は、先ほど久保先生から二重ローン問題の話が出ましたが、個人版の二重ローンは、500万と、それから支援金、義援金は、手元に残すのはいいから、660万は手元におけると。だから、それを頭金にして住宅再建をしてくださいという、こういうふうなことです。

このところには、支援金、義援金は、国、県、市からもらったやつしか駄目です。親戚とか、きょうだいからもらったお見舞いは駄目です。残せません。それが一つあります。

それから、銀行で先ほどの例だと1千800万だかあったようですが、そうすると土地を持っていかれているわけです。そして免除になるというふうなことですが、実際は、土地はどのぐらいの価格になるかという、不動産鑑定士が入りまして、だいたい固定資産評価額になります。私がいた土地ですと、だいたい1坪4万円から5万円。100坪だと500万です。それは、銀行に持っていかれてしまうわけです。今度は、再建しようとしても、宅地がないですから、これはどうにもならない。どうにかしたいなと思っても駄目です。

ただ、銀行の方では、競売をしたって買う人がいないわけですから、早期売却修正とかがあって、その500万の不動産価格の6割で売るから、買い戻したらどうですかという話があるんです。私は、買いません。お金がないから駄目ですという、それでは2年間のうちに、それを譲渡する、売るための努力をしてくださいという条件が出ます。

ですから、そんな面倒なことをやっているよりは6割で買った方がいいという判断になるわけです。そうすると、6割ですから300万で買わなくてはいけないわけですから、660万は残らないという話になるんです。それが現実の取引でやられている方法です。ですから、300万しか残らないという話です。すみません。

○松野 ありがとうございます。

まだまだ議論もしたいし、お聞きしたいと思いますが、もう時間が15分以上超過しており、それぞれ皆さん方のご予定もあるかと思っております。

今日の報告、発言については、今後、社会システム研究所のホームページを通じて、テープ起こしをして載せる予定です。引き続きそういうかたちで発信していきますので、議論の材料としていければと思っております。

今日は、陸前高田から中井さま、岡本さまに、忙しい中、遠いところ来ていただきまして、貴重な現地の様子、あるいは今後の復興計画などについて紹介いただきました。また東京からこれも本当に多忙な中、小松さまに来ていただきまして、新しい金融システム、あるいは社会づくりにつながるようなことについて、お話しいただきました。

被災の実態、何回も同じ映像を見たような気がしていましたが、中井さまの報告で、その背後や前後の事態を聞き、なにも知らなかったのだということを改めて思い知らされました。

それから、今後の産業、人々の暮らしの復興の在り方や6次産業化の話が出ましたが、それらも一つの手がかりです。あるいは、木村君が報告してくれた産直の活動など、それらを通じて人々の暮らしをどう復興するのかが問われています。また、コミュニティー再建の課題。単にお年寄りだけではなくて、若者のコミュニティー問題も。こうした課題も今日は、報告者、あるいはコメンテーターの中で、かなり議論された点だと思っています。

そして、現在は、貨幣経済ですので、金融の問題について、専門的な制度の中身に入って議論ができたと思っています。報告者、それからコメンテーターの先生方にあらためてお礼

を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

先ほども言いましたように、このフォーラムはテープ起こしをします。それから田中先生のお話にありましたが、昨年度、立命館大学社会システム研究所は、シンポジウムを1回、フォーラムを1回させてもらいました。

同シンポジウムの報告は、田中先生が言及された岡田知弘先生の論文も含めて、社会システム研究所のホームページから無料でアクセスできます。関心のある方は、ぜひそちらの方も見ていただければと思っています。

今回のシンポジウムの会場設営は、立命館大学のクレオテックに担当していただきました。事務局はBKC リサーチオフィスがやってくれました。

(終了)